
南陽市障がい者計画・
障がい福祉計画（第7期）・
障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

南陽市

はじめに



SDGs の基本理念である「誰ひとり取り残さない」社会の実現のため、本市では障がい者計画、障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）の3本の計画を一体的に策定しました。これらの計画は、第6次南陽市総合計画を推進する施策の一つに位置付けられております。

障がい者計画等の策定経過においては、当事者団体や障がい福祉施設、就労支援機関等から構成される策定協議会による検討を重ねた他、障がいのある方やその家族からのアンケートやパブリック・コメントを通じ、市民の皆様の声を反映させるよう努めてまいりました。また、国の基本方針や山形県の計画とも整合性を持たせつつ、地域社会の実情に合わせた障害福祉の施策とサービス提供を目指す計画としております。

障がいのある方々が安心して暮らせるまちは、子どもや高齢者にもやさしく、そして誰もが力を発揮できる「誰ひとり取り残さない」まちでもあります。今回策定した3本の計画のもと、南陽市の全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方々への施策の充実に努めてまいりますので、市民の皆様にはこの計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から熱心にご協議いただきました策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリック・コメントを通じて多くの貴重なご意見やご提言をいただきました全ての皆さまに深く感謝申し上げます。

令和6年3月

南陽市長 白岩孝夫

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等の根拠及び計画の位置づけ	5
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8
(1) 南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会の設置	8
(2) 当事者意見聴取	8
第2章 障がい者の現状と推移	9
1 障害者手帳所持者の推移・推計	9
2 身体障がい者の状況	11
3 知的障がい者の状況	13
4 精神障がい者の状況	13
5 障がい者計画の基本理念の達成状況	14
6 障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）成果目標にかかる個別施策分野の達成状況	16
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	16
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	17
(4) 福祉施設から一般就労への移行目標	17
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	19
(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組	20
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20
第3章 障がい者計画	21
1 基本理念	21
2 基本的視点	22
3 障がい者計画の体系	23
視点1 自分らしい生活をするために	24
(1) 社会参加活動の促進	24
(2) 雇用・就労の促進	26
(3) 尊厳の保持と権利擁護	28
(4) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	30
視点2 共生社会を実現するために	31
(1) 相談支援体制と地域包括ケアの拡充	31
(2) 地域生活の支援と保健サービスの充実	33
(3) 地域生活支援のための施設等の充実	35
(4) 福祉用具等の利用支援	37
視点3 安心して生活をするために	38
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・推進	38

(2) 地域リハビリテーション体制整備の推進.....	40
(3) 防災・防犯対策の充実.....	41
視点4 子どもの力を育み伸ばすために	43
(1) 地域における支援体制の充実強化.....	43
(2) 専門的で質の高い早期発見・早期療育体制の強化.....	43
(3) 教育・育成の充実.....	44
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	46
1 基本目標	46
2 基本目標達成のための重点施策	48
(1) サービスの提供体制の基盤整備.....	48
(2) 地域生活支援の一体的な推進.....	49
(3) 就労支援の充実.....	49
(4) 相談支援体制と地域包括ケアの拡充.....	50
(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実.....	51
3 計画の体系	53
4 成果目標にかかる個別施策分野	54
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進.....	54
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	54
(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実.....	55
(5) 障がい児支援の提供体制の整備.....	58
(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組.....	59
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	60
5 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	61
(1) 訪問系サービス.....	62
(2) 日中活動系サービス.....	64
6 障がい児福祉サービスの見込量（活動指標）	72
7 地域生活支援事業の見込量への取組	76
(1) 地域生活支援事業実施に関する考え方.....	76
第5章 計画の進行管理	82
(1) 計画の評価と見直し.....	82
(2) 地域連携による計画の推進	82
(3) 計画の進捗管理体制.....	82

資料編 83

1	市内障がい者関連施設配置状況	83
2	市内障がい者関連施設・当事者団体一覧表	84
3	南陽市内公共施設のバリアフリーの対応状況	88
4	障がい者計画・障がい福祉計画（第7期）策定に係るアンケート調査結果.....	90
5	障がい児福祉計画（第3期）策定に係るアンケート調査結果.....	97
6	南陽市障害者計画・障がい福祉計画策定協議会設置要綱	98
7	南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会委員名簿	100
8	計画策定経過	101

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

持続可能で多様性のあるインクルーシブ社会の実現を目指す、世界共通の目標SDGs。平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」というその基本理念は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念とも軌を一にするものです。

また、令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携と、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。本市においても同年4月に「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

令和3年に開催された東京夏季パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会であり、共生社会の実現に向けた「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」が加速化する原動力となりました。

一方、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼし、特に障がい者を含め弱い立場に置かれている人々が大きな影響を受けました。感染拡大防止の措置により、交流や見守り、相談の機会が失われ、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化したと言えます。オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与した半面、コミュニケーション方法が限られ、情報取得に困難を抱える方もいました。

南陽市では、こうした国の制度改正や社会情勢の変化を踏まえながら、平成30年3月に「南陽市障がい者計画」、令和3年3月に「南陽市障がい福祉計画（第6期）」、「南陽市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってきました。これらの計画の期間が終了することを受け、これまでの障がい福祉施策の取組を検証し、障がいのある人やその家族の状況、法改正の趣旨などを踏まえた上で、今後も障がいのある人が、住み慣れた地域で社会参加できる地域社会を目指し、市民が相互の意識を合せていくことが必要となります。障がいのある人、地域住民、関係者、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる地域共生社会の実現に向け、計画を策定するものです。

◆主な関連法令等の改正

関係法	施行日	概要
障害者の権利に関する条約	平成 26 年 1 月批准	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められた。
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月施行	「障害者の権利に関する条約」の考え方に合わせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加された。
障害者総合支援法の改正	平成 25 年 4 月施行	共生社会の実現及び身近な地域で支援を受けられる理念に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため障害者自立支援法が改正された。
	平成 30 年 4 月施行	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、自立生活援助、就労定着支援が追加された。
児童福祉法の改正	平成 24 年 4 月施行	障害児を対象とした施策・事業が、同法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設された。
	平成 30 年 4 月施行	障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」が施行された。
障害者虐待防止法	平成 24 年 10 月施行	障害者の虐待の禁止、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すこと等を定められた。
障害者差別解消法	平成 28 年 4 月施行	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け障害を理由とする差別解消を推進することが定められた。
成年後見制度利用促進法	平成 28 年 5 月施行	地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが定められた。
障害者雇用促進法の改正	平成 30 年 4 月施行	平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが定められた。

障害者優先調達推進法	平成 25 年 4 月施行	公的機関において、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされた。
地域包括ケア強化法	平成 30 年 4 月施行	「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設された。
障害者による文化芸術の推進に関する法律	平成 30 年 6 月施行	障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められた。
読書バリアフリー法	令和元年 6 月施行	視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	令和 3 年 4 月施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が示された。
医療的ケア児支援法	令和 3 年 9 月施行	医療的ケア児を定義し、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援するため、国や地方公共団体の責務が明記された。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	令和 4 年 5 月施行	障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、基本的施策が示された。
障害者総合支援法等の一部改正	令和 6 年 4 月施行予定	障害者の地域生活の支援体制の充実や多様なニーズに対する支援、障害者の就労支援及び雇用の質の向上が定められた。施設入所者の地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入れと軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方の見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進等が盛り込まれる。
障害者差別解消法の改正	令和 6 年 4 月施行予定	努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化された。

SDGs とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省ホームページより抜粋）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

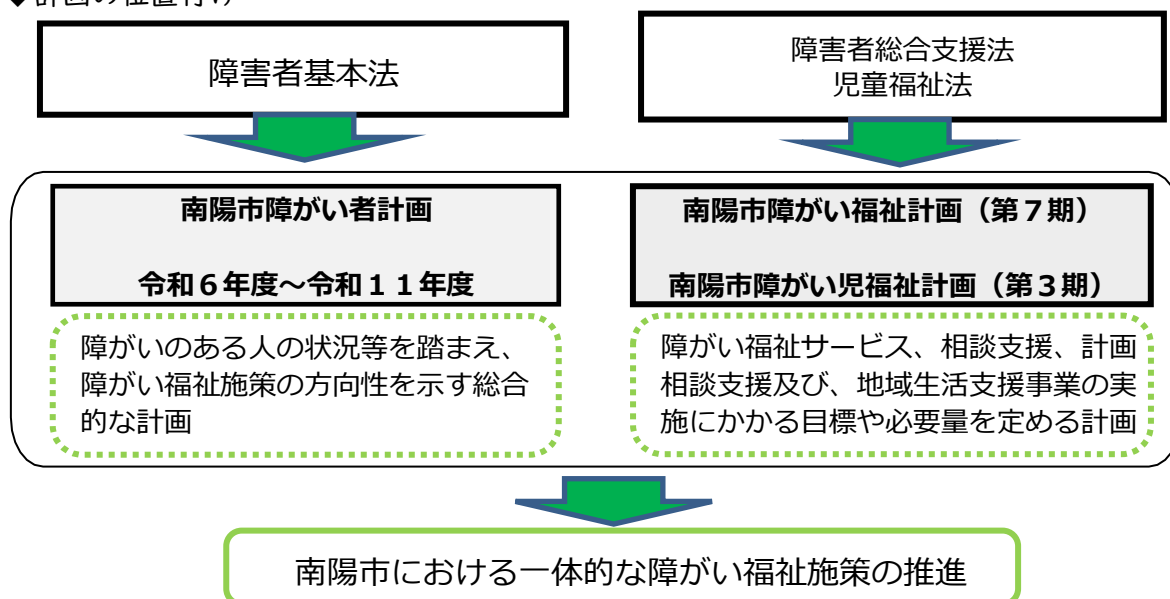


2 法令等の根拠及び計画の位置づけ

南陽市障がい者計画は、障害者基本法に基づき本市における障がい者施策の基本的な計画として位置付け、障がい者福祉全般にわたる方策を定めるものです。

また、南陽市障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量を見込み、その確保のための方策などを示す計画として策定するものです。併せて、改正児童福祉法（平成28年4月施行）により、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされていることから、本市では、第3期障がい児福祉計画を第7期障がい福祉計画と一体として本計画で策定します。

◆計画の位置付け



◆障害者基本法における障害者計画

（市町村障害者基本計画）

第十一条の3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

◆障害者総合支援法における障害福祉計画

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

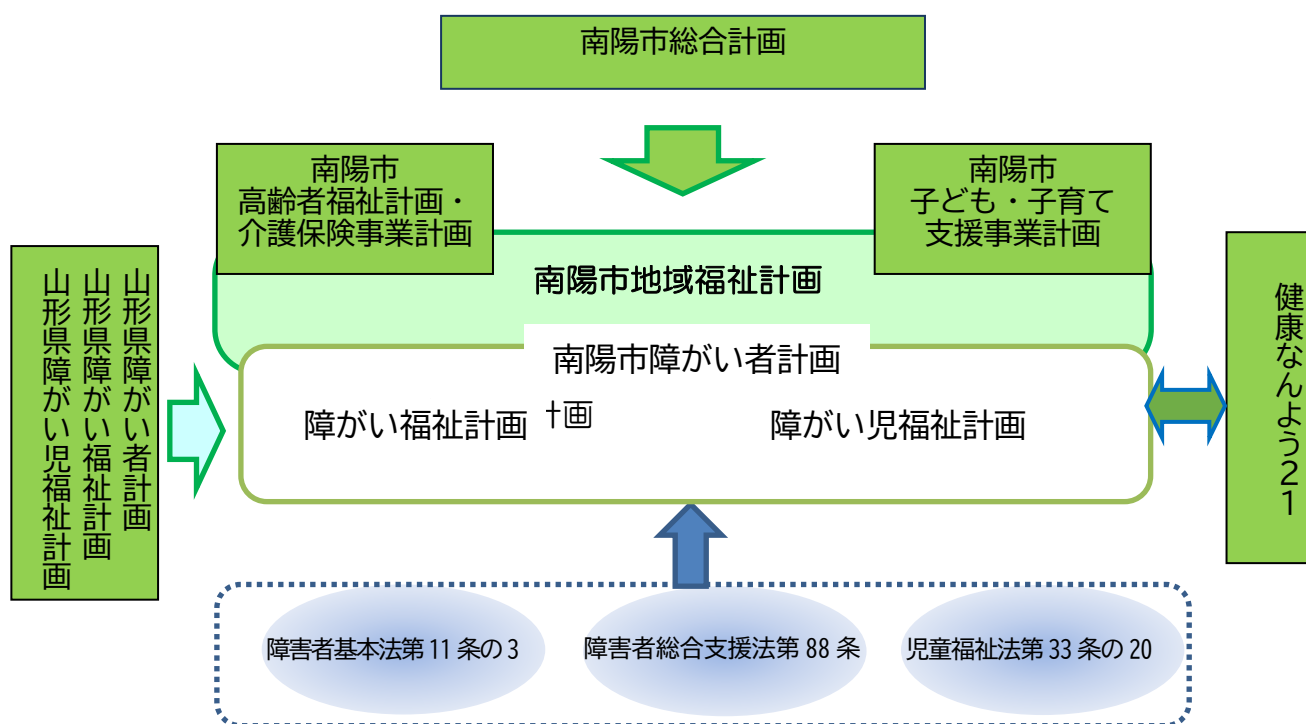
◆児童福祉法における障害児福祉計画

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の20 市町村は、基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

南陽市障がい者計画、南陽市障がい福祉計画、及び南陽市障がい児福祉計画は、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」などの法制度、及び「障害者基本計画」や「市町村障害者計画策定指針」などの国レベルの計画や策定指針、及び県の障がい者計画である「山形県障がい者計画」、「山形県障がい福祉計画」との整合性に留意し、本市の「第6次総合計画」、「南陽市地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「健康なよう21」、「子ども・子育て支援事業計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら策定しています。

○障がい者関連計画・指針等との関係図



3 計画の期間

南陽市障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。また、今後の社会情勢の急激な変化や障がい者ニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて計画を見直すこととします。

南陽市障がい福祉計画（第7期）及び南陽市障がい児福祉計画（第3期）は、令和8年度における障がい福祉サービスの目標値を設定し、3年を1期とした計画であることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

○計画の期間と見直しの時期

...	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	...	
南陽市総合計画(第5次) 平成23～令和2年度	南陽市総合計画(第6次) 令和3～12年度											
地域福祉計画・地域福祉活動計画 平成30～令和5年度	第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画 令和6～11年度											
障がい者計画 平成30～令和5年度	障がい者計画 令和6～11年度											
第5期障がい福祉計画 平成30～令和2年度	第6期障がい福祉計画 令和3～5年度		第7期障がい福祉計画 令和6～8年度			第8期障がい福祉計画 令和9～11年度						
第1期障がい児福祉計画 平成30～令和2年度	第2期障がい児福祉計画 令和3～5年度		第3期障がい児福祉計画 令和6～8年度			第4期障がい児福祉計画 令和9～11年度						
第7期介護保険事業計画 平成30～令和2年度	第8期介護保険事業計画 令和3～5年度		第9期介護保険事業計画 令和6～8年度			第10期介護保険事業計画 令和9～11年度						
	第2期子ども・子育て支援事業計画 令和2～6年度				第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7～11年度							
	健康なよう21(第2次) 平成26～令和5年度 ※令和6年度まで延長				健康なよう21(第3次) 令和7～18年度							
	すこやか親子なよう21 平成29～令和8年度											
	食育・地産地消推進計画 令和2～6年度											
	男女共同参画なようプラン(第2次) 平成29～令和8年度											
教育振興計画(第五次) 平成24～令和3年度	教育振興計画(第六次) 令和4～13年度											

4 計画の策定体制

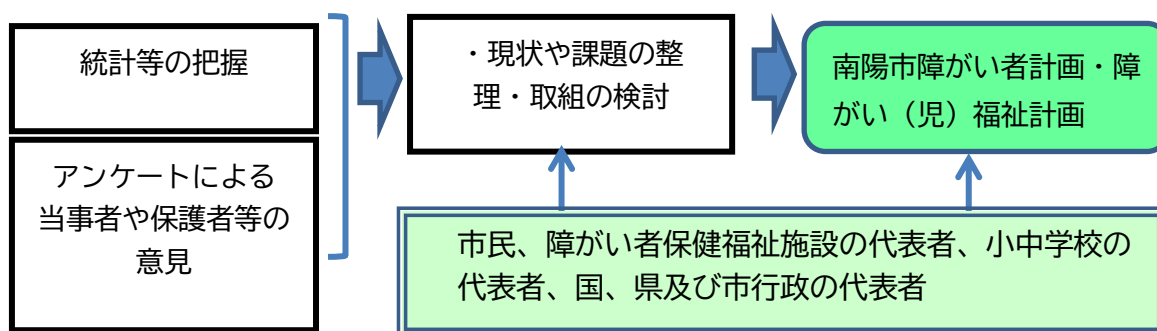
(1) 南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会の設置

「南陽市障がい者計画」、「障がい福祉計画（第7期）」、「障がい児福祉計画（第3期）」の策定は、市民、障がい者保健福祉施設の代表者、小中学校の代表者、国、県及び市行政の代表者からなる「南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 当事者意見聴取

本計画を策定するにあたり、18歳以上の各障がい者手帳を所持する方と、障がい児福祉サービス利用対象児の保護者等を対象としたアンケートにより意見を聴取し、計画の策定に反映させています。

◆策定の流れ

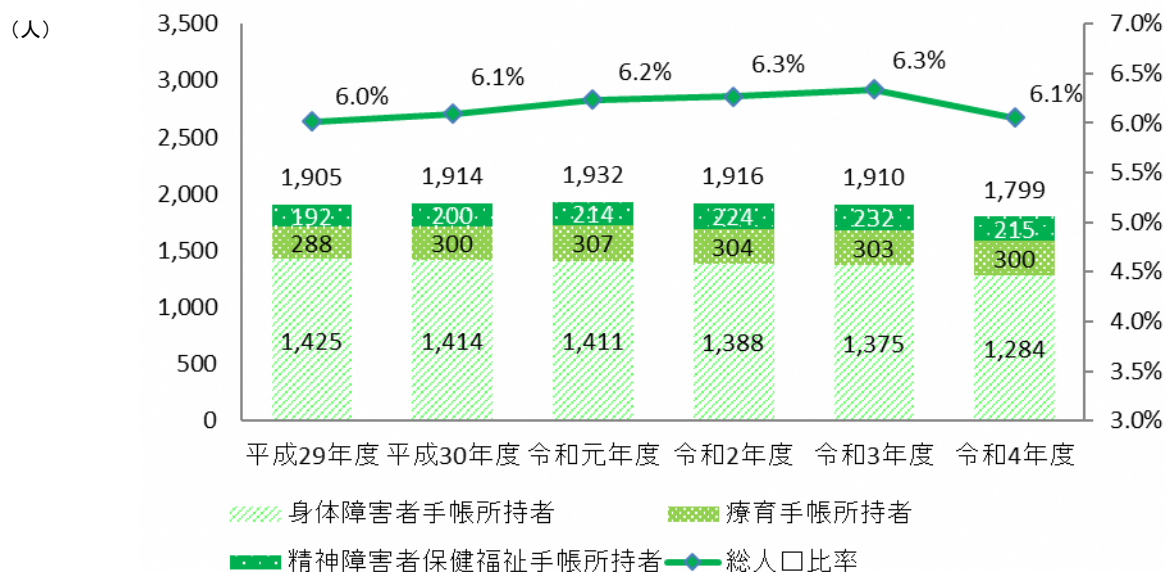


第2章 障がい者の現状と推移

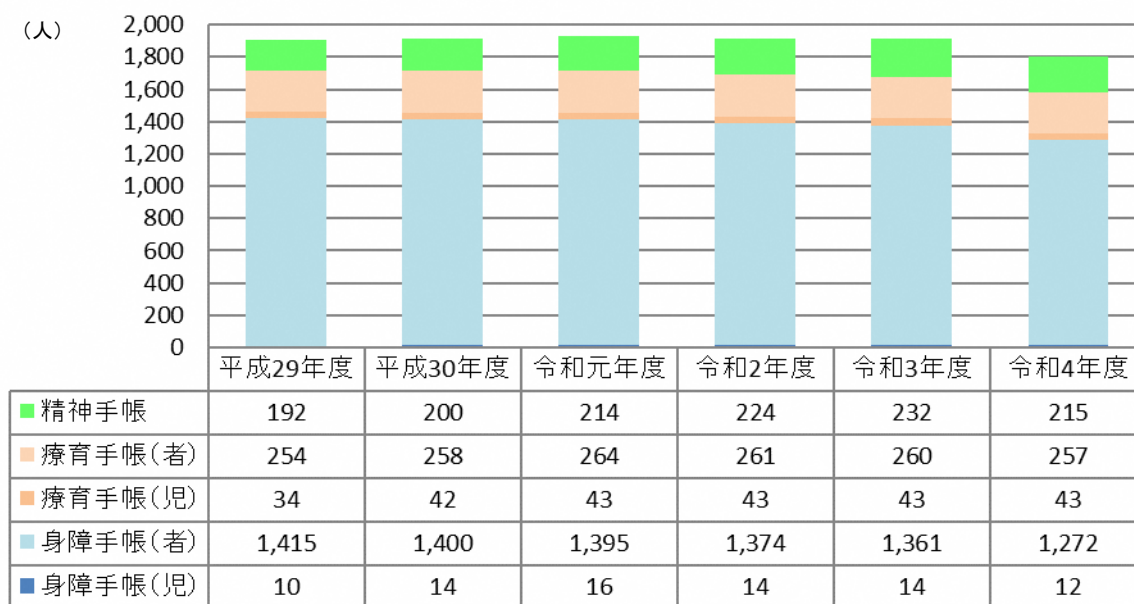
1 障害者手帳所持者の推移・推計

障害者手帳所持者の総人口比率は、6%前後で推移し、総数は令和4年度の令和5年3月31日現在で1,799人となっています。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、令和4年度は1,284人となっています。

○障害者手帳所持者の推移



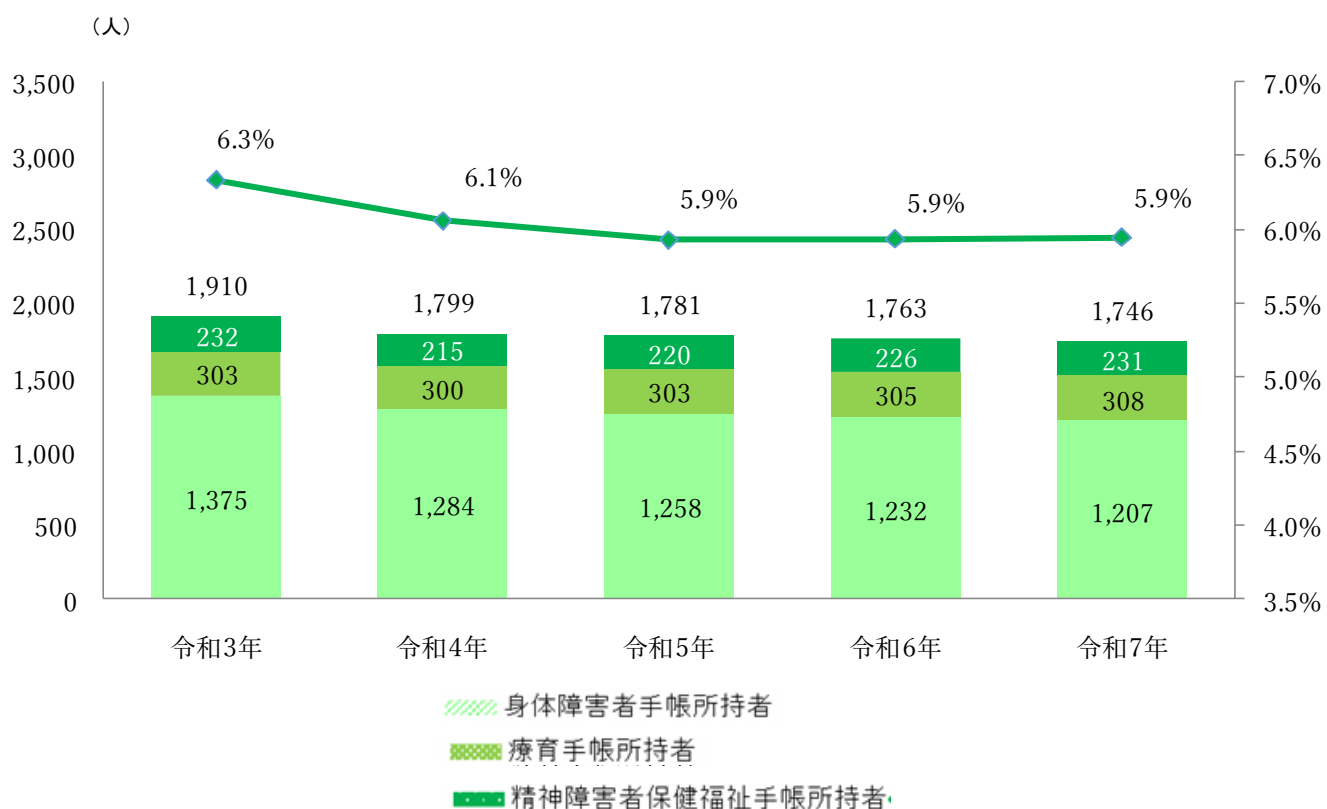
(再掲) 障がい者と障がい児別の手帳所持者



資料：南陽市福祉課（各年3月31日現在）

平成 29 年度から令和 4 年度の各障害者手帳所持者数の伸び率、及び総人口に占める割合から推計すると、令和 7 年度の各障害者手帳所持者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者 231 人、療育手帳所持者 308 人、身体障害者手帳所持者 1,207 人と予想されます。なお、ここでは手帳を所持している障がい者に障がい児も含めて推計しています。

○障害者手帳所持者の推計



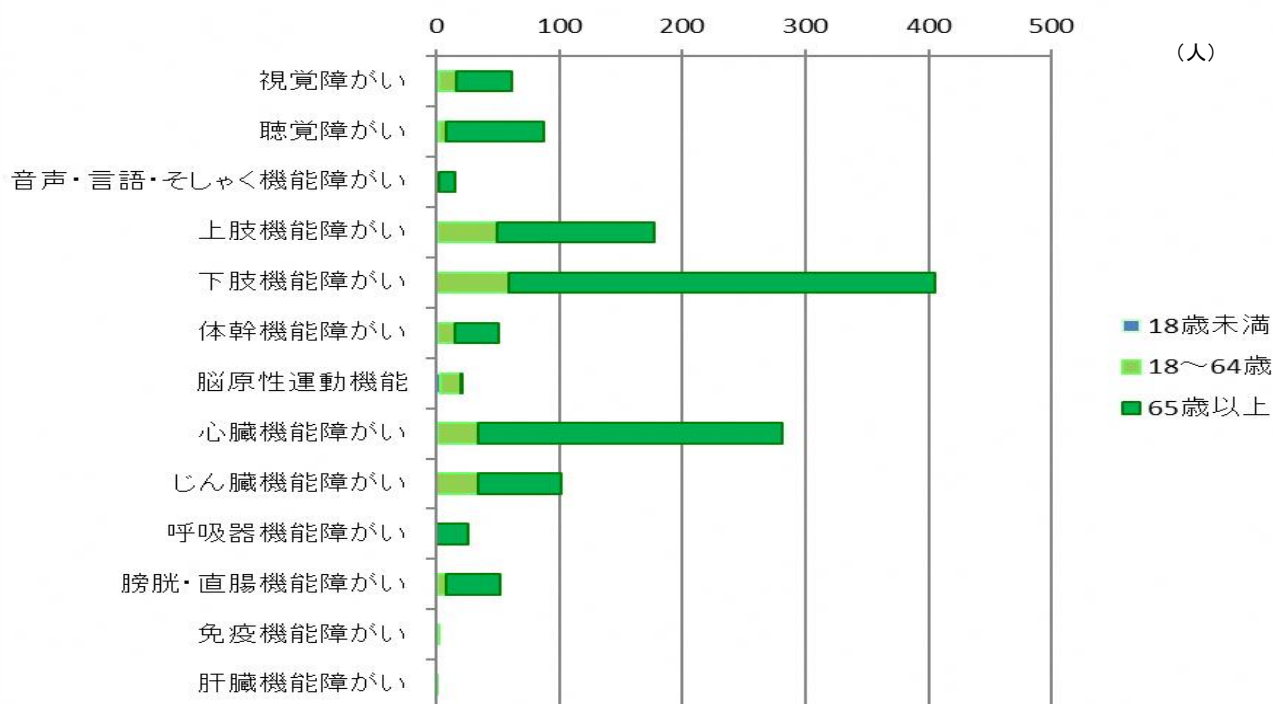
2 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の年齢別の状況をみると、各年齢で肢体不自由が最も多くなっています。また、身体障がい者の8割以上が65歳以上の高齢者となっています。等級別では、1級では心臓機能障がい、2級から6級では、肢体不自由が最も多くなっています。

○身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	2	15	44	61
聴覚障がい	2	6	80	88
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	3	13	16
上肢機能障がい	1	49	127	177
下肢機能障がい	0	59	346	405
体幹機能障がい	1	14	36	51
脳原性運動機能	4	16	1	21
心臓機能障がい	1	33	247	281
じん臓機能障がい	0	35	67	102
呼吸器機能障がい	0	0	26	26
膀胱・直腸機能障がい	1	8	43	52
免疫機能障がい	0	3	0	3
肝臓機能障がい	0	1	0	1
合計	12	242	1,030	1,284

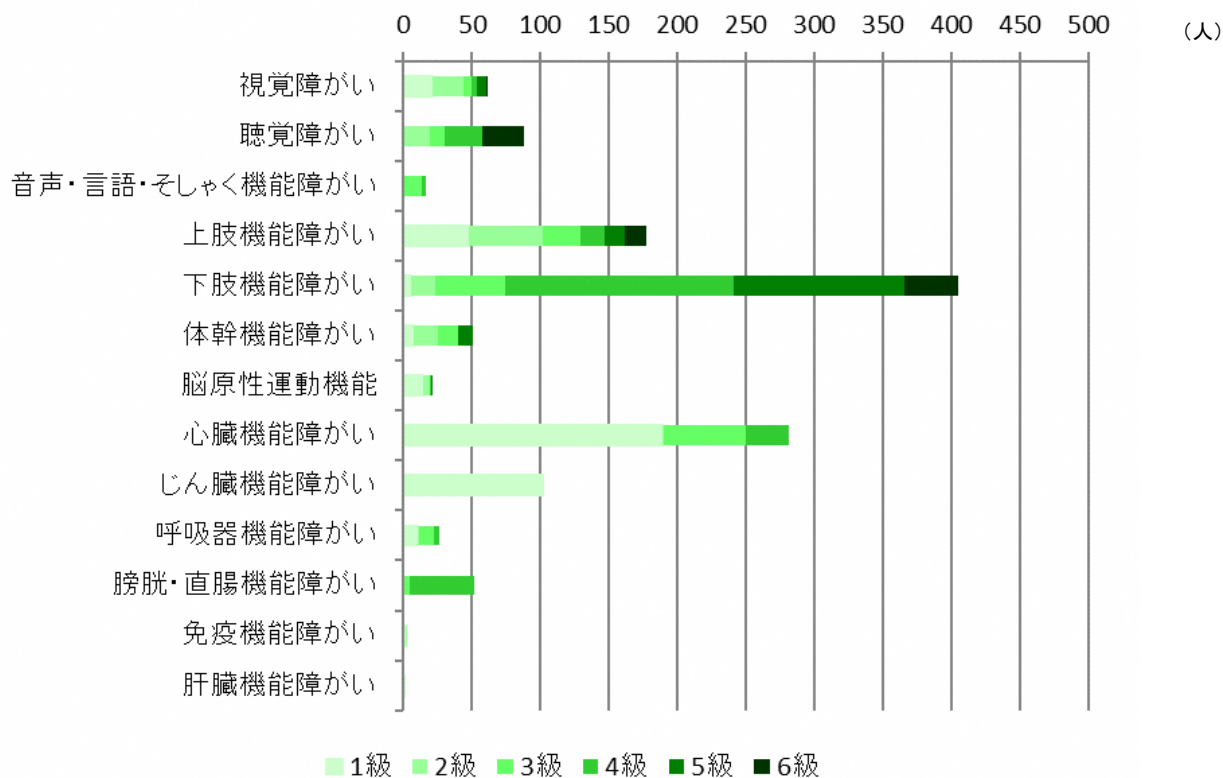


資料：南陽市福祉課（令和5年3月31日現在）

○身体障害者手帳所持者の種別、程度別状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	21	23	6	4	6	1	61
聴覚障がい	0	19	11	28	0	30	88
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	0	12	3			16
上肢機能障がい	48	54	27	18	14	16	177
下肢機能障がい	6	17	51	167	124	40	405
体幹機能障がい	8	17	15	0	11	0	51
脳原性運動機能	14	5	0	1	1	0	21
心臓機能障がい	189	1	60	31			281
じん臓機能障がい	102	0	0	0	0	0	102
呼吸器機能障がい	10	1	11	4	0	0	26
膀胱・直腸機能障がい	0	0	5	47			52
免疫機能障がい	2	1	0	0			3
肝臓機能障がい	1	0	0	0			1
合計	402	138	198	303	156	87	1,284



資料：南陽市福祉課（令和5年3月31日現在）

3 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の年齢別の状況をみると変化はあまり見られません。

○療育手帳所持者の年齢別状況 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	288	300	307	304	303	300
18歳未満	34	42	43	43	43	43
18歳以上	254	258	264	261	260	257
療育手帳A	88	91	93	93	88	87
療育手帳B	200	209	214	211	215	213

資料：南陽市福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成29年度の192人から令和4年度では215人と23人増加しています。また自立支援医療受給者証所持者数は増加傾向にあり、令和4年度では586人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別状況及び自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者の状況 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	192	200	214	224	232	215
1級	73	63	65	63	62	55
2級	84	95	102	108	117	108
3級	35	42	47	53	53	52
自立支援医療受給者 (精神通院医療)	524	523	520	595	555	586

資料：南陽市福祉課（各年度3月31日現在）

5 障がい者計画の基本理念の達成状況

前期障がい者計画では基本理念を実現するために、4つの基本的視点をを設定していました。これら基本的視点に基づく重点施策について、令和4年度末時点における達成状況を評価します。

1 基本理念

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、社会参加することができ、共に支え合いながら、自立した生活が送れる地域社会をめざして

2 基本的視点

視点1 自分らしい生活をするために

障がい者が自分らしい生活を営むためには、就労、文化、スポーツ、余暇活動など様々な社会参加の機会が重要です。障がいのある人が、自らの意思により、自分の生き方を主体的に選択できる地域社会の実現を基本に据えていました。

就労においては、山形県における障がい者実雇用率は上昇し、令和4年6月1日現在の法定雇用率達成企業の割合は54.3%であり全国平均(48.3%)を上回っていることから、障がい者雇用を意識する企業は増加傾向にあると言えます。本市においても法定雇用率達成のための広報啓発を通じ、地域における障がい者雇用の場の確保に努めており、市役所を始め職場実習受け入れ先の拡充につながりました。

さらに令和3年度には障がい者差別の解消を目的とする「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、事業主や市民に対する差別解消出前講座等を通じ、障がい者の雇用への理解促進に努めています。

また、農業分野における就労機会と生きがいをづくりとして、農福連携の取組が進み、農業者と就労支援事業所との受発注が定着しつつあります。

以上のように一定の成果はあったものの、障がい者の自立に向けた一般就労機会の確保については一層の努力が必要です。

その他、社会参加の活動促進のため、各種芸術文化団体の協力を得ながら、福祉施設からの要請に応じた芸術文化活動の促進や、社会教育施設の利用支援を行っています。

視点2 共生社会を実現するために

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生活したいと願うことは当然のことです。地域福祉の基本であるすべての市民が福祉の担い手であるという認識のもと、障がいのある人が社会の構成員としていきいきと生活するため、共に支えあいながら自立した生活が送れる地域社会の実現を基本に据えていました。

障がい福祉サービスの提供だけでなく、現在地域で生活している人の暮らしを支える仕組みは

年々整備されています。平成 30 年度から 6 年間の計画期間においては、医療的ケアを必要とするお子さんが安心して過ごせる場所や、障がいのある人の「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点、成年後見制度の利用促進制度が整備されてきました。

令和 3 年度には「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が制定され、条例に基づく事業が展開されています。ひとつは、市内すべての小中学校やボランティア団体等を対象とした出前講座であり、広く市民が障がいについて学ぶ機会を提供しています。また、障がいにより通学にかかる経済的負担を軽減するため、特別支援学校等への通学費助成事業が実施されています。

一方で、若者のひきこもりや、障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50問題」、本来大人が担うべき家族の世話や家事等を日常的に子どもが行うヤングケアラー等、あらゆる世代の様々な課題が複雑化しています。そうした課題の背景に障がいや疾病がある場合も多いため、生きづらさを抱える人たちを何らかの支援につなげ、地域で孤立してしまわないよう、相談体制の更なる充実や重層的な支援体制の整備が必要です。

視点3 安心して生活をするために

障がいの有無に関わらず、誰もが安全に安心して生活できる環境の整備は非常に重要です。住環境や人々の意識などのあらゆる面でのバリアフリー化を推進するとともに、障がい者等の防災対策の強化が求められています。前期計画においても障がいのある人が安心して生活できる地域社会の実現を基本に据えていました。

例えば公的施設においては、市役所本庁舎へのスロープや自動ドア設置などハード面の整備が進められています。令和 4 年に開設された新しい公衆浴場(湯こっと)は「新バリアフリー法」の趣旨に則った構造であり、障がいを持つ方や介護が必要な方にも温泉を楽しんでいたけるよう「バリアフリー浴室」も備えています。

また、市から発信する情報のバリアフリー化として、市報やホームページにおけるテキストデータ化、ユニバーサルフォントの使用による情報提供が進められています。

障がいのある方等の防災対策については、個別避難計画の作成や福祉避難所の整備が少しずつ進められています。支援を必要とする方の状態や生活環境だけでなく、災害の種類や規模、発生の時間帯により必要な支援が異なるため、作成には時間を要しています。

視点4 子どもの力を育み伸ばすために

障がいの有無に関わらず、共に暮らす共生社会を実現するために、保育・教育の機会を通じ、個性や多様性を認める意識の醸成を図ることが重要です。前期計画では、各種健診や相談支援体制の充実を図り、適切な支援を行うことにより、障がいのある子どもの能力を育み伸ばすことができる地域社会の実現を基本に据えていました。

6 障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）

成果目標にかかる個別施策分野の達成状況

前期計画で設定した、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行による成果目標について、令和4年度末時点における達成状況を評価します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末における福祉施設入所者について、令和5年度末までの地域生活への移行目標を設定しました。

項目	数値目標	達成状況	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	63人	/	令和元年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	59人		54人
【目標値】削減見込 (A-B) ((A) - (B)) / (A)	4人 6.3%	9人 14.3%	差引減少見込み数 (1.6%以上とする)
【目標値】地域生活移行者数 (C) (C) / (A)	4人 6.3%	2人 3.2%	

(国の考え方)

- ・令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末までに施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

※当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者が地域生活移行の際に必要な福祉サービスの提供体制の整備と、保健・医療・福祉関係者による包括的支援体制を構築するための協議の場の設置を目指しました。

項目	数値目標	達成状況	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	1	0	令和5年度末の数

(国の考え方)

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するべく、協議会や専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。市町村の設定値は無し。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	数値目標	達成状況	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	3か所(※)	令和5年度末までの整備数
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	0回	年1回以上

※本市の拠点は既存のサービス提供事業所等を活用した面的整備型のため、各機能を担う事業所数を掲載。

(国の考え方)

- ・令和5年度末までの間、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、障がい児・者の地域生活を支援する機能の集約する拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1カ所確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

○一般就労移行者数

項目	数値目標	達成状況	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	3人		令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	6人	0人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
増加率 (B) / (A)	2.0	—	(1.27倍以上とする)

○就労移行支援事業利用者数

項目	数値	達成状況	考え方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	1人		就労移行支援事業の利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	2人	0人	就労移行支援事業の令和5年度中における利用者のうち一般就労移行者数
増加率 (D) / (C)	2.0	—	1.3倍以上とする

○就労継続支援 A 型事業利用者数

項目	数値目標	達成状況	考え方
現在の就労継続支援 A 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	1		就労継続支援 A 型利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援 A 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	2	0 人	就労継続支援 A 型利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (F) / (E)	2.0	—	(概ね 1.26 倍以上とする)

○就労継続支援 B 型事業利用者数

項目	数値目標	達成状況	考え方
現在の就労継続支援 B 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	1		就労継続支援 B 型利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援 B 型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	2	0 人	就労継続支援 B 型利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (H) / (G)	2.0	—	(概ね 1.23 倍以上とする)

○就労定着支援事業利用者数

項目	数値目標	達成状況	考え方
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0	0	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した数
目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7 割	—	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合（7割以上とする）

(国の考え方)

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本として設定する。
- ・就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者については、令和5年度中における移行者数が令和元年度末における移行者数の 1.3 倍以上増加することを目指すものとして設定する。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

「発達障がい」の早期の発見や支援が求められていることから、令和5年度末までの取組に関して目標を設定しました。

項目	数値目標	達成状況	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	無し	令和5年度末の設置数
保育所等訪問支援の実施	1か所	0か所	令和5年度末の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する (児童発達支援事業所の確保)	1か所	2か所	令和5年度末の事業所数
(放課後等デイサービス事業所の確保)	1か所	2か所	
医療的ケア児支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	実施継続	設置済み	令和5年度末までの設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	1人	令和5年度末までの配置

(国の考え方)

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(連携可)
- ・令和5年度末までに各市町村において、保育所等訪問支援を実施する事業所を少なくとも1か所以上設置する。
(連携可)
- ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(連携可)
- ・令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組

障がい者が希望する福祉サービス等をスムーズに利用できるよう、基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び、相談体制の強化を実施する体制整備を目指しました。

項目	数値等	達成状況	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターによる）	実施	無し	令和5年度までの実施の有無
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	12件	0件	令和5年度の実施件数
相談支援事業者の人材育成に対する支援件数	3件	2回 (※1)	令和5年度の実施件数
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	4回 (※2)	令和5年度の実施回数

(※1) 自立支援協議会における研修会を開催

(※2) 自立支援協議会相談支援部会を開催

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、適正にサービスを提供できる体制の構築を図るための目標を定めました。

項目	数値等	達成状況	考え方
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	8人	4人	令和5年度の延べ参加人数（人・日）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する体制	有	無し	令和5年度の実況
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する場の実施回数	1回	0回	令和5年度の実施回数

第3章 障がい者計画

1 基本理念

目指すべき社会は、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあえる社会です。そのためには、障がいのある人が、自らの決定に基づき住み慣れた地域で、誰一人取り残されることなく、自分らしく生きられるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を取り除くための基本的な施策を定める必要があります。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰一人取り残されることなく、共に支え合いながら、自分らしく生きられる地域共生社会を目指して

平成23年に改正された障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現が法の目的として規定されました。

こうした障害者基本法の改正や本市におけるこれまでの障がい者施策の継続性等も考慮し、本計画においては、前計画の基本理念を踏襲しつつ、国の第5次障害者基本計画に沿って持続可能で多様性があるインクルーシブ社会の実現（SDGsの視点）を盛り込み、「障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰一人取り残されることなく、共に支え合いながら、自立した生活が送れる地域社会をめざして」計画の策定を行います。

障がいのある人の自立と社会参加を実質的なものとするため、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約する様々な要因を取り除き、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、行政のみならず市民、企業、団体等のすべての社会構成員がノーマライゼーションの価値観を共有しその地域社会の実現に努めます。

2 基本的視点

障がいのある人が自ら選択し、自己の判断に基づいて決定できるようにするためには、障がいのある人が必要とする様々な支援が身近なところで受けられることが重要です。

しかし、地域社会にはこれを困難にしている物理的な障壁だけでなく、障がいに対する誤った認識など意識上の障壁が存在しており、これらを取り除く「心のバリアフリー」を推進することが必要です。

本計画の基本理念を実現するために、次の基本的視点を設定します。

視点1 自分らしい生活をするために

障がいのある人が自分らしい生活を営むためには、就労、文化、スポーツ、余暇活動など様々な社会参加の機会が重要です。障がいのある人が、自らの意思により、自分の生き方を主体的に選択できる地域社会の実現を基本に据えます。

視点2 共生社会を実現するために

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生活したいと願うことは当然のことです。地域福祉の基本であるすべての市民が福祉の担い手であるという認識のもと、障がいのある人が社会の構成員としていきいきと生活するため、共に支えあい、理解しあいながら自立した生活が送れる地域社会の実現を基本に据えます。

視点3 安心して生活をするために

障がいの有無に関わらず、誰もが安全に安心して生活できる環境の整備は非常に重要です。住環境や人々の意識、情報の入手などのあらゆる面でのバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人等の防災対策の強化が求められています。障がいのある人が安心して生活できる地域社会の実現を基本に据えます。

視点4 子どもの力を育み伸ばすために

障がいの有無に関わらず、共に暮らす共生社会を実現するために、保育・教育の機会を通じ、個性や多様性を認める意識の醸成を図ることが重要です。また、各種健診や相談支援体制の充実を図り、適切な支援を行うことにより、障がいのある子どもの能力を育み伸ばすことができる地域社会の実現を基本に据えます。

3 障がい者計画の体系

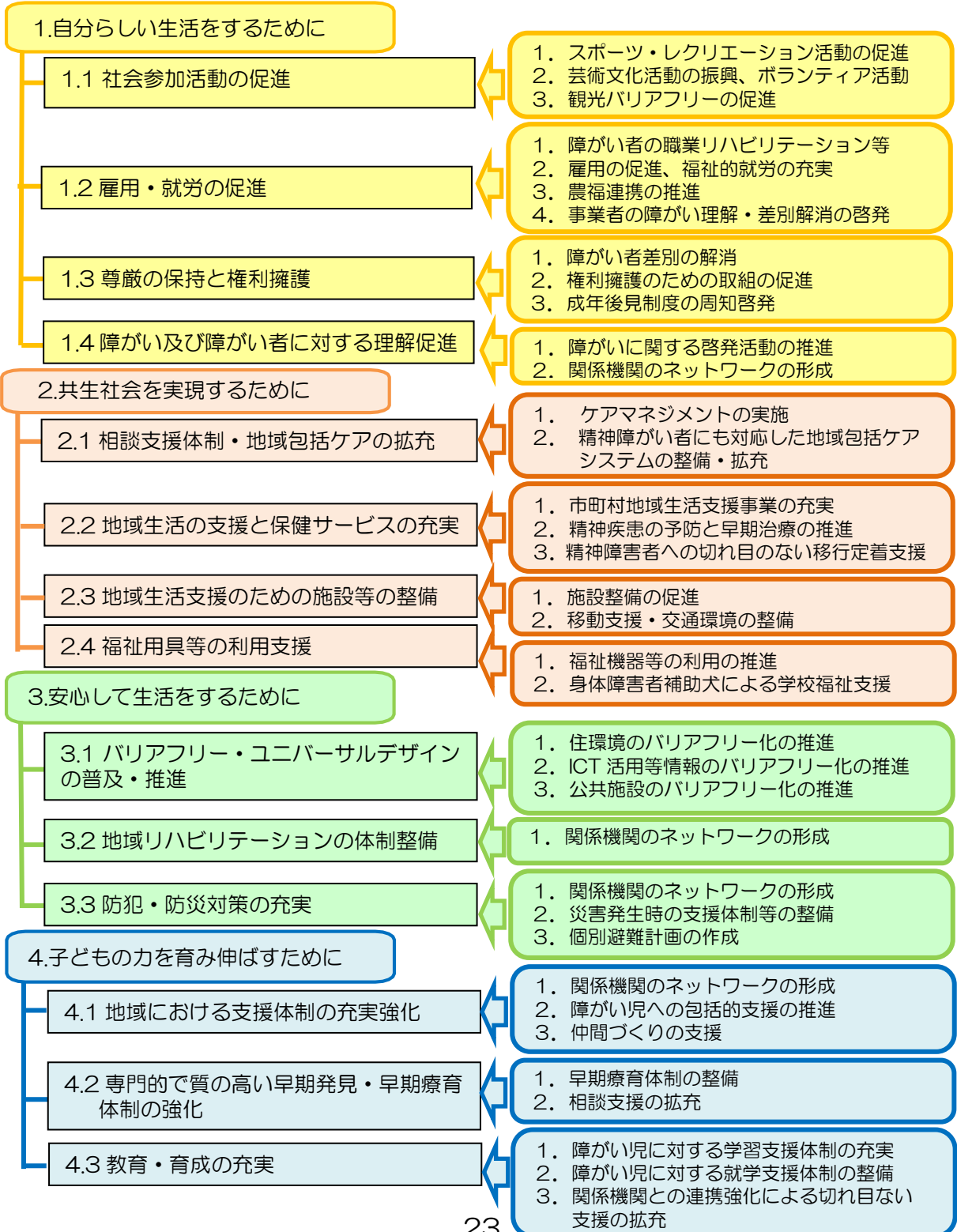
(基本理念)

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰一人取り残されことなく、共に支え合いながら、自分らしく生きられる地域共生社会を目指して

(基本的視点)

重点施策

主な活動方針



視点Ⅰ 自分らしい生活をするために

(1) 社会参加活動の促進

<現状と課題>

地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会」と定義されています。障がいのある人が、地域で生きがいを持って生活を続けるためには、障がいのある人自身の積極的な社会参加と地域住民の理解が不可欠です。

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、潤いのある自分らしい生活を送るために大切なものです。また、障がいのある人にとっては、自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的であるとともに、積極的な社会参加を促すなど、自立を促進する上で大きな役割を果たします。また、障がいのある人となない人々が共に活動することにより、地域の人々の障がい理解を得る機会としても重要な役割を果たしており、積極的に支援していく必要があります。

また、障がいのある人を対象としたボランティア活動の推進は、障がいのある人にとって日常生活を営む上でのサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものです。障がいに対する理解を深めるためにも、市民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに、社会参加の一環として障がいのある人自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なものです。市民に対し、ボランティア活動の理解と協力を求め、地域のボランティア団体の育成・支援体制の整備を行い、ボランティア活動の環境を整える必要があります。

<今後の方策>

①スポーツ・レクリエーション活動の促進

・スポーツ指導員の養成・確保

山形県障害者スポーツ協会等と連携することで、障がいの特性に応じて適切な指導が行えるスポーツ指導員を養成・確保し、障がい者スポーツの振興を図ります。

・障がい者スポーツ団体の育成

障がい者スポーツ振興の中核を担う各種スポーツ団体の活動を支援します。また、山形県障がい者スポーツ大会への参加を促進します。

・社会体育施設利用の支援

市民体育館や向山運動公園の利用に際し配慮します。

・社会体育施設のバリアフリー化、備品の整備

社会体育施設のスロープや自動ドアの設置等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者向けスポーツ・レクリエーション備品整備に努めます。

・先進的な取組についての情報発信

本市は、南陽スカイパークに車イス使用者や高齢者でもタンデムフライト体験ができるフライチェアを備え置き、平成28年8月に「空のバリアフリー」宣言をしました。多くの人に認知してもらうとともに、障がいのある人に、これまではあきらめていた多くのこと

にチャレンジする気持ちを持ってもらうために、先進的な取組について積極的に情報発信をしていきます。

②芸術文化活動の振興

・福祉施設における芸術文化活動の促進

各種芸術文化団体の協力を得ながら、福祉施設における芸術文化活動の促進を図ります。

・芸術活動発表機会の提供

障がいのある人の書道や写真などの作品の発表や、コンテスト出展機会等の充実を図り、障がいのある人の芸術文化活動を振興します。

・社会教育施設利用の支援

えくぼプラザや文化会館、地区公民館の利用に際し配慮します。

③ボランティア活動

・ボランティアの活性化

障がいのある人同士あるいは親など家族の仲間づくりのためには、ボランティアの存在が欠かせません。社会教育施設を利用して、交流の便宜を図るなど、ボランティア活動の活性化を図るとともに仲間づくりを支援します。

④観光バリアフリーの促進

・観光バリアフリー活動の推進

山形バリアフリー観光ツアーセンターでは、障がいのある人の身体状況や希望に沿った宿泊施設、観光施設等の紹介や、障がいのある人が旅行する際のアドバイスを行っています。障がいがあっても旅行や観光を楽しむことができるようになれば、障がいのある人の主体的な選択の幅が広がります。各施設が専門家等のアドバイスを取り入れながらバリアフリーを進めることができるよう努めるとともに、その結果対応可能となったサービス等についての情報発信を行います。

(2) 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障がいのある人に対する雇用・就業に関しては、単に雇用と就業の場だけの問題ではなく、就業生活を支える日常の生活環境にも配慮を欠かせません。

山形県における障がい者実雇用率は上昇しており、令和4年6月現在2.18%となっておりますが、全国平均(2.25%)を下回っています。

一方、法定雇用率達成企業の割合は53.3%であり全国平均(48.3%)を上回っており、障害者雇用率を意識する企業は増加傾向にあると言えます。

さらに、令和6年4月より民間企業での法定雇用率が2.5%に引き上げられるとともに、令和8年7月より2.7%に段階的に引き上げられることが決まりました。

障がい者雇用のいっそうの促進と定着を図るため、企業に対しては障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努める必要があります。また、障がいのある人が働きやすい環境を整備するにあたり、アンケートでは「通勤手段の確保」や「職場の理解」という声が多く聞かれました。通勤のための移動の支援や、事業主や同じ職場で働く人々に対する理解・啓発活動を充実させる必要があります。

また、障がいのある人の一般就労や職業的自立を促進するためには、学校教育や福祉施設における取組を強化するとともに、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がいのある人の能力や障がいの種類・程度に応じた職業リハビリテーション等の機会を拡充し、訓練や就労のための総合的な支援を今まで以上に充実させる必要があります。

さらに、障害者手帳を持たない方でも、就労や仕事の継続に何らかの困難を抱える方についても、就労に結びつけるための支援に取り組めます。

<今後の方策>

①障がいのある人の職業リハビリテーション等

・山形障害者職業センターの活用

職業上必要な労働習慣の習得(職業準備訓練)を始めとした職業リハビリテーションの利用促進を図ります。

・ハローワークの活用

障がいのある人の職業能力開発のため、ハローワークの利用促進を図ります。

また、ハローワークとの連携を図り、発達障がい等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、個別相談支援を実施します。

・就労移行支援における取組支援

特別支援学校等教育終了後の障がいのある人の一般就労のための就労移行支援の取組を支援します。

②雇用の促進

- ・啓発活動の推進

事業主や市民に対し、差別解消出前講座等を通じて障がい者雇用に向けた理解促進のための啓発に努めます。また、法定雇用率達成のための広報啓発活動を強化し、地域における障がい者雇用の場の確保に努めます。

- ・職場実習体験の促進

市役所を始め、職場実習受け入れ先の確保に努めます。

- ・関係機関の連携強化の調整等

障害者就業・生活支援センターを中心とした障がいのある人の就労及びそれに伴う生活に関する相談支援に協力します。また、必要に応じて、関係機関の調整を図ります。

障がい者の職場適応を支援するため、ジョブコーチ（職場適応助言者）支援事業の活用を、労働局、ハローワーク、山形障害者職業センター等の連携のもとに促進します。

③福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がいのある人の就労促進のために、障害者総合支援法による就労継続支援サービスを充実します。

- ・啓発活動の推進

- ・就労継続支援A型の取組促進

市内で、就労継続支援A型による雇用を推進します。

- ・授産製品の販売の促進及び優先調達

置賜地域障害者就労活動活性化協議会（置賜総合支庁地域保健福祉課事務局）と連携し、福祉授産品の販路の拡大等に取り組めます。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先的な購入・利用を推進します。

- ・農福連携の推進

農業者・障害福祉事業所それぞれの農福連携に係る相談に対応し、県の農福連携推進センターの協力を得ながら農福連携の推進に取り組めます。

(3) 尊厳の保持と権利擁護

<現状と課題>

行政機関及び民間事業者による障がい理由とする障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対し「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」を求めています。法改正により令和6年4月からは、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務付けられます。

本市においても、令和3年度4月に「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、条例に基づき障害者差別解消の推進のための施策に取り組んでいます。

知的障がいや精神障がいにより、金銭管理や意思決定が困難となることで、自立の妨げや、財産や権利の侵害にさらされる恐れもあります。平成28年5月に「成年後見制度促進法」が施行されたことで、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用が促進される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護のための取組みが進められています。

また、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」では、障がいのある人への暴行や正当な理由のない拘束、財産の不当処分などを禁じ、家庭や福祉施設、職場で虐待行為を見つけた人には通報を義務づけています。この他、各市町村には、通報先として障がい者虐待防止センターの設置を求めていることから、平成26年10月に「南陽市障害者虐待防止センター」を福祉事務所内に設置しております。

<今後の方策>

① 障がい者差別の解消

・差別をなくすための啓発活動の推進

差別解消条例の理念に基づき、広報やホームページ、事業所や学校等への出前講座等を通じた理解・啓発の推進を図ります。

・差別解消に向けた体制整備

障がいを理由とする差別に関する相談や、課題の解決等の取組を推進するため、相談体制や市職員等の研修の充実を図ります。

差別解消支援地域協議会を設置し、自立支援協議会と共同開催することにより、地域課題の検討等の主体的な取組を推進します。

市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、障がいのある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題研修の実施に取り組めます。

・通学費助成事業の実施

特別支援学校等に通学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減により通学における格差を解消するため、通学費助成事業を継続します。

② 権利擁護のための取組の促進

- ・福祉サービス利用援助事業の促進

知的障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が行っている日常的な金銭管理や財産管理等の福祉サービス利用援助事業を促進します。また、その利用料の支払が困難な障がいのある人に対する市単独補助事業を継続します。

- ・成年後見制度の普及

成年後見制度の利用を促進するため、置賜成年後見センター等との関係機関と連携し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の相談支援事業に位置づけられている成年後見制度利用支援事業を実施します。

また、障がいのある方やその家族に向けての制度の周知広報に努めます。

- ・サービス評価の体制づくりの促進等

サービス事業者における第三者評価制度の導入を促進し、サービスの質の向上のための取組を推進します。また、福祉事務所において、障がいのある人本人、家族や関係者からの苦情相談を受け付け、プライバシーに配慮しつつ人権擁護委員や県、警察等の関係機関・行政と連携し問題の解決に当たります。

③障がい者虐待防止の推進

- ・障がい者虐待防止ネットワークの推進

多職種により構成される虐待防止委員会を設置し、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、再発の防止に向けた取組を推進します。

- ・障がい者虐待防止センター

相談窓口として「南陽市障害者虐待防止センター」の周知をはかり、虐待の防止に努めます。

(4) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

<現状と課題>

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人も障がいのない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

市では、広報や出前講座等、様々な広報・啓発活動を進めてきましたが、依然として障がいのある人を特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心のバリア）」が存在しています。

企業・NPO等の民間団体と連携した啓発活動を推進するとともに、地域活動や行事等のあらゆる機会をとらえて障がいのある人への理解の促進を図ることが重要です。

また、障がいのある人に対する正しい理解と認識をもち、偏見や差別を無くすための活動を継続的に進めるにあたり、子どもの頃から障がいのある人とふれあうことや障がいのある人に対する理解を促進する場の提供や福祉教育を積極的に推進し障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を養い、学校における取組を保護者を含めた地域住民に広げていき、生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げることが必要です。

<今後の方策>

①障がいや障がいのある人に関する啓発活動の推進

市報なんようをはじめ、講演会やイベント開催、障害者週間（12月3日～9日）等における街頭キャンペーン等、様々な機会を通じた啓発活動を推進します。

精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい、内部障がい等、一般的にまだ広く周知がされていない障がいについて、正しい知識の普及・啓発に努めます。

②障がいのある人との交流の促進

障がいのある人、子ども、高齢者を含むすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で住民の福祉活動により課題解決が図られる体制を整備して、引き続き地域の相談支援体制の充実を図ります。的確な相談拠点につなぐ相談のワンストップ化とともに、地域における住民主体の課題解決と包括的な相談体制の構築を目指します。

③保育・教育の場における福祉教育の推進

障がい児それぞれの発達に応じた保育・教育の場における支援のあり方を明確にし、すべての子どもがいきいきと生活できる環境をめざすとともに、障がいについての理解の促進に努めます。

学校の実態に応じて、「交流及び共同学習」を実施するなどインクルーシブ教育システムのさらなる推進を図ります。

視点2 共生社会を実現するために

(1) 相談支援体制と地域包括ケアの拡充

<現状と課題>

障がいのある人が地域生活を続けるためには、相談支援体制の充実が必要です。本市においては、障害者総合支援法に基づく指定を受けた相談支援事業所が、民生委員児童委員や行政機関と連携しながら相談支援事業を行っています。今後これら事業者の相談機能を充実・強化し、また相互の連携を図りながら、利用者中心のサービスが受けられるよう、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる地域システムの構築が課題となります。また、相談を適切な援助に結び付けるためには、ケアマネジメントの実施が不可欠です。障がい者ケアマネジメントが的確に実施されるよう、各事業担当者による定期的な連絡会や事例検討、グループスーパーヴィジョン研修会等開催等の取組が重要となります。このような地域の相談体制の充実のためには、相談支援事業所間の連携の中核となる基幹相談支援センターが必要です。

さらに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもを含めた包括的な相談支援体制が求められています。そのような地域の支えあいのしくみづくりを推進するため、住民参加による地域づくりの支援や、障がいのある人の多様なニーズに対応する相談支援体制の充実が重要となります。

<今後の方策>

①ケアマネジメントの実施

・市町村相談支援機能強化事業の実施

委託による市町村相談支援機能強化事業を実施していますが、この事業を継続し指定相談支援事業者の相談機能の強化を図ります。

・ケアマネジメント技術向上

障がい者ケアマネジメントが的確に実施されるよう、福祉事務所職員や施設職員等を対象に、県の実施する相談支援専門員研修等への参加を推進し、スキルの向上に努めます。

・障がい者地域自立支援協議会の活動の推進

利用者本位の的確な障がい福祉サービスが受けられるよう、地域の障がい福祉に関する課題の検討・協議の場として、福祉事務所、指定相談支援事業者等による自立支援協議会を開催し、地域のサービス基盤の整備を進めます。

・民生委員児童委員との連携強化

民生委員児童委員・主任児童委員の障がいのある人に対する理解を促進し、身近に相談できる地域体制の構築を図ります。

・基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの個別対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障がいのある人に対する虐待の防止・対応、権利擁護な

どの役割を担う、地域の中核的な総合相談支援機関として、基幹相談支援センターを設置します。

②地域包括ケアシステムの拡充

・地域福祉活動の推進

南陽市社会福祉協議会が組織する小地域ネットワーク活動等による情報提供や研修等、住民主体で行う福祉活動の支援を推進します。

地域福祉への障がいのある人の参画を推進するため、地域と障がいのある当事者との連携を促進します。

郵便・新聞等事業者とも連携し、孤立化を防ぐ地域の見守り支援体制の充実に努めます。

・ボランティアや NPO 活動の推進

ボランティアセンターでは、新たな人材の確保に向けたボランティア養成講座の開催等、より多くの市民が参加できる環境整備を推進します。

障がいのある人のボランティアや NPO 活動を推進するため、受け入れ施設の拡大に向けた啓発活動に努めます。

企業やその従業員に向けたボランティア活動等の機会の提供を推進します。

(2) 地域生活の支援と保健サービスの充実

<現状と課題>

障がいのある人の地域生活を支援するためには、障がいのある人のライフステージの各段階、障がい種別や程度に応じた福祉サービスの提供体制の充実が求められています。

県・市・医療機関等の連携を強化し、障害者総合支援法に基づく県地域生活支援事業の充実の促進と市町村地域生活支援事業の推進を図り、障がいのある人の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供し、障がいのある人一人一人の「生活の質（QOL）の向上」を図ります。

また、現代のストレス社会において、疲労やストレスから心身に不調をきたす人が増えており、積み重なるとうつ病や不安障がいなどの病気につながる場合があります。予防とともに、早期に専門の医療機関を受診することが大切ですが、病気に対する正しい理解が進んでおらず、医療機関への受診に対し、抵抗感を持つ人が多く早期発見の妨げとなっています。早期発見、早期治療へ向けた地域で連携した正しい知識の普及や相談体制の充実が必要となります。

さらに、視覚や聴覚に障がいのある方が安心した地域生活をするためには、情報が正確に伝わるのが重要であり、情報の伝達・コミュニケーション手段の確保が課題です。

<今後の方策>

①市町村地域生活支援事業の充実

・相談支援事業

障がいのある人本人、障がいのある人の保護者や介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与や、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援機能強化事業に取組み、専門事業者による質の高い安定した相談支援を実施します。

・コミュニケーション支援事業

聴覚、言語障がい、音声機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により円滑な意思疎通を支援します。特に、医療受診時における手話通訳等は、手話通訳者等の技術や医師の理解の点から今後の検討課題です。

・日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具給付事業に取組みます。

・移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援を行います。

・地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの機能強化事業に取組みます。

・日中一時支援事業

日中、監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方に、活動の場を提供する日中一時支援事業に取組みます。

・訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な重度の身体的障がいのある人に対し、訪問入浴サービスを提供しま

す。

- ・その他の事業の取組

平成 20 年 7 月から、障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障がい者用自動車改造費助成事業及び身体障がい者介護用車両改造費助成事業に取り組んでいますが、その他の事業についても市民の要望や必要性を考慮し検討します。

②精神疾患の予防と早期治療の推進

精神疾患の早期発見のため、保健所や市内の精神科専門医療機関、当事者団体等と協力して、うつ病を始め精神障がいへの正しい知識の啓発を行います。併せて、若年性認知症等をはじめ精神保健に関する課題を抱える住民への相談体制を整備し、早期受診・早期治療の促進を図ります。

③健康づくりの推進

「健康なんよう 21」に基づき生活習慣病予防対策の事業等を着実に進め、市民の健康づくりを推進します。特に、障がいのある人が、自分らしい生活をするための社会参加活動の促進に努め、健康維持を図ります。

④その他の地域生活の支援

- ・ICT利活用のための支援

誰もが情報社会の恩恵を享受できるよう、日常生活用具給付事業の実施と、地域においても障がいのある人のニーズに基づくICT利活用のための支援を検討します。

- ・点字図書等の啓発

視覚障がいのある人の情報確保のため、点字図書及び音声図書（オーディオブック等）の周知啓発に努めます。

(3) 地域生活支援のための施設等の充実

<現状と課題>

障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。また、地域で生活するために様々な訓練が必要な方のための自立訓練や単身生活のスタート時を支える自立生活援助、就労を希望する人が働くことのできる環境を築くための就労継続支援や就労移行支援・定着支援の確保も大切です。在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して地域で暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある人が自立した地域での生活を行うためには、「居住の場」の確保が必要です。自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行・定着に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームでの生活の充実を図る必要があります。

<今後の方策>

①施設等整備の促進

・短期入所事業

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で障がいのある人の支援を行う短期入所事業の充実を図ります。

・生活介護事業

入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動などの機会を提供することにより、障がいのある人の日中活動を支援するため生活介護事業の充実を図ります。

・生活訓練事業

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間生活能力のために必要な訓練を行う生活訓練事業の取組を促進します。

・就労移行支援事業

障がいのある人の一般就労の促進に向けて、市内福祉サービス事業所における就労移行支援事業の取組を促進します。

・就労定着支援事業

一般就労中の障がいのある人の生活面及び就労上の課題解決をサポートできるよう、市内福祉サービス事業所における就労定着支援事業の取組を促進します。

・就労選択支援事業 ※国新設事業、令和7年をめどに開始予定

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関とつなぐため、市内福祉サービス事業所における就労選択支援事業の取組を促進します。

・就労継続支援事業

障害を持つ人で一般就労が困難な方の就労の場を確保するため、市内福祉サービス事業所における就労継続支援B型の強化と就労継続支援A型事業の取組を促進します。

・グループホーム等の整備

障がいのある人の地域移行の受け皿として、グループホームの整備拡充と利用を支援します。

②移動支援・交通環境の整備

・移動支援事業

障がいにより自力での移動が困難な方のため、福祉サービス事業所への通所や特別支援学校への通学のための移動支援事業を継続します。

・人工透析患者通院交通費助成事業

通院回数が頻回である透析患者の負担を軽減し、安定した医療の供給につなげるため、交通費の一部助成を継続します。

・市民バス定期券助成事業

福祉サービス事業所への通所において、市民バスを利用する障がいのある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進のため、市民バスの定期券交付による助成を継続します。

・心身障がい者福祉ハイヤー券の発行

重度の障害がある人のためのタクシー助成券の発行を継続します。

・通学費助成事業の実施 【再掲】

特別支援学校等に通学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減により通学における格差を解消するため、通学費助成事業を継続します。

(4) 福祉用具等の利用支援

<現状と課題>

市は、障がいのある人に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に努めています。

障がいのある人や難病患者の不便を補う用具である補装具や日常生活用具は、年々改良が進んでいます。福祉用具を活用することで、障がいや難病による不便を解消し、自立や社会参加につながり、また、在宅介護者の負担を軽減することができます。

福祉用具については、介護保険の対象となる方であれば、介護保険制度で対象となる福祉用具を購入し、又は貸与を受けることができます。また、介護保険対象者であっても、障がい特有のニーズに応じた品目は障害者総合支援法により給付・貸与されています。

身体障がい者補助犬とは、「身体障害者補助犬法」に基づいて認定される盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。身体に障がいのある人の日常をサポートする犬であり、自立や社会参加を目指す人にとって心強い存在です。そのため、身体に障害のある人で補助犬を使用することによって社会参加の促進が認められる人に対し、補助犬の給付を行っています。

公共施設等での受け入れの義務化などが定められ、公共施設や公共交通機関はもちろん、不特定多数の人が利用する民間施設や一定規模以上の民間企業等への同伴が可能となっています。しかし、まだ市民にはなじみが薄く、同伴可能な民間施設が普及していないこと等が課題となっています。身体障害者補助犬の制度普及を始め、その利用の円滑化に向け市民啓発が求められています。

<今後の方策>

①福祉用具等の利用推進

・補装具や日常生活用具の給付事業

市は、障がい者が自立した社会生活が営まれるよう、日常生活用具の給付事業を継続するとともに、補装具や日常生活用具の給付事業の対象拡大に向けて、今後も県に働きかけていきます。

②身体障害者補助犬の普及啓発

・身体障害者補助犬による小学校福祉交流

今後普及が見込まれる身体障害者補助犬の理解を促進するため、ユーザーの協力を得て、小学校での交流の機会を検討します。

視点3 安心して生活をするために

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・推進

<現状と課題>

これまで、本市においては、県の「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」を基本として、障がい者や高齢者が安心して快適に自立した生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進してきました。新設の公共施設には、バリアフリーに配慮した設計・施工がなされており、既存施設についても、改修工事に合わせたバリアフリー化が行われております。

今後は、さらに年齢・性別・国籍・障がいの有無など人々が持つ様々な違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいてまちづくりを推進する必要があります。

障がいのある人が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し伝達できるようにするとともに、情報入手できる環境を整備する必要があります。また、聴覚に障がいのある人の社会参加や余暇活動等におけるコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の裾野拡大が求められます。

<今後の方策>

①住環境のバリアフリー化の推進

・住宅のバリアフリー化の促進

個人住宅のバリアフリー化の啓発に努めるとともに、地域生活支援事業における住宅改修費給付事業（上限 20 万円）をはじめ、助成事業の実施や情報提供により、障がいの特性に対応した適切な設備等の設置を支援します。

・公共施設などのバリアフリー化の推進

「新バリアフリー法」に基づく多数の人が利用する一定の建築物（公共施設等）のバリアフリー対応は当然のこととして、適用除外の建物についてもできるだけバリアフリー化を推進します。

②ICT 活用等情報のバリアフリー化の推進

・情報提供体制の充実

障がいのある人が必要とする福祉サービスに関する情報について、広報やインターネット等様々な媒体を活用して周知を推進します。

情報提供は、障がいのある人や高齢者等にも配慮して、できるだけわかりやすい表現を用いるとともに、ユニバーサルフォントやホームページにおけるテキストファイルの活用を進めます。

・オンライン手続きの促進

行政が提供する各種手続きについて、外出の難しい方の来庁や待ち時間の負担を軽減するため、パソコンやスマートフォンから手続可能となるオンライン化を進めます。

・地域における情報提供の推進

障がい福祉サービスや介護保険制度、新たなサービスの詳細等について、公民館や集会場での情報提供の促進とともに、要請に応じて出前講座の実施を推進します。

・コミュニケーションの支援の充実

聴覚に障がいのある人の社会参加や余暇活動を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。

手話通訳者（奉仕員）や要約筆記者の研修等を促進し人材確保に努めるとともに、行政機関においても合理的配慮の一環としてアプリ等の活用により人的資源によらない対応力向上を検討します。



令和4年に開所した赤湯温泉の公衆浴場、
”湯こっと”。

「新バリアフリー法」の趣旨に則った施設は、ユニバーサルデザイン対応浴室などを備え、障がいがある方や介護が必要な方にも温泉を楽しんでいただけます。



(2) 地域リハビリテーション体制整備の推進

<現状と課題>

障がいを軽減し自立を推進するために、リハビリテーションが重要な役割を果たしています。近年では、ストレスに起因する精神疾患も増加していることからリハビリテーションの必要性、重要性がよりいっそう増えています。

急性期、回復期のリハビリテーションは医療機関で行うことができることから整備が進んでいますが、退院後の在宅でのリハビリテーションは地域のかかりつけ医や障がい者施設、介護保険施設など保健・医療・福祉分野のいろいろな施設で実施されており、これらのサービスが地域において適切かつ継続的に提供できる体制の整備が課題となっています。

県では、地域リハビリテーション体制を整備することとしており、これにあわせ本市の実情による保健・医療・福祉の連携を図り、リハビリテーションを身近に受けることができる体制の整備が必要です。

<今後の方策>

①関係機関のネットワークの形成

・自立訓練サービス提供

市内の障がい者支援施設南陽の里において、障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）サービスの提供を検討します。

・補装具の給付・修理の支援及び指導・助言の推進

身体障がいのある人の日常生活を支える補装具の給付、修理、貸与への支援を行います。

(3) 防災・防犯対策の充実

<現状と課題>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害がありました。本市は、比較的被害が少ない地域でしたが、その後は何度も豪雨災害への対応を経験してきました。あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、災害時に備えた防災体制づくりや、共助の基盤となるコミュニティの協力体制づくりが、より強く求められています。

障がいのある人は、障がいに起因する様々な理由により、自力での避難や情報入手が難しい場合や、避難先の環境に対する不安があるなど、災害時の対応にいつそうの困難が想定されます。そのため、障がいのある人の防犯・防災対策には特別の配慮が必要です。

生命や財産、プライバシー等に係る人権侵害の予防、避難誘導手段、情報の収集やコミュニケーション等の確保について、警察や市、消防、医療機関等の関係機関がそれぞれの立場で対策を講じるとともに互いに連携し、また地域福祉の観点において地域住民やボランティアの協力を得ながら、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要です。

また、平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が犠牲となる大変痛ましい事件が発生しました。それを踏まえた社会福祉施設等のありようとして、地域に開かれていることと、防犯に係る安全確保がなされることの両立が重要であると改めて認識されました。そのためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人一人の存在を知ってもらう活動を促進することが必要です。

<今後の方策>

①関係機関の地域ネットワークの形成

地区長や民生委員児童委員等と連携し、障がいのある人の防犯、防災に努めます。そのためには、プライバシーに配慮しつつ、防犯・防災関係機関と必要に応じて情報の共有化を図るとともに、平常時から社会福祉施設や医療機関との連携を図り、団体・事業者同士の協定締結等、事業者間の連携強化を促進します。また、安全・安心のため、一人で暮らす障がいのある人の緊急通報システムの整備を検討します。

②災害発生時の支援体制等の整備

・地域防災体制づくりの推進及び活動の推進

地域防災計画「南陽市災害時要支援者支援プラン」に基づいて、災害要援護者を災害発生時に迅速かつ確実に避難できるよう一人一人に対する個別計画（名簿・台帳）の作成、自助・地域（近隣）の共助の順で避難者支援を定め、地域防災力を高めていきます。また、普段の地域の見守り活動等の促進を働きかけます。

障がい等により一般の避難所での生活が難しい人の受入先として、福祉避難所があげられます。しかし、利用にあたっては、事前に人的・物的な体制の整備と受入対象者の事前調整が必要です。そのため、福祉避難所ガイドラインに基づき、更なる福祉避難所の指定

に向けた関係機関との調整と併せて推進します。

- ・防災訓練への参加促進

災害発生時に迅速な対応ができるよう、障がいのある人が防災訓練に参加することの理解・促進に努めます。

- ・ファックス・火災報知機等の給付制度の周知

ファックス・火災報知機等の日常生活用具給付制度の周知を図ります。

- ・個別避難計画の作成

把握した避難行動要支援者名簿の情報を基に、同意を得られた避難行動要支援者について、本人とご家族及び関係機関が連携し、公助だけによらない実効性のある個別避難計画の作成を進めます。

③障がいのある人の防犯に向けた取組

ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりを図り、一人一人の存在を知って貰うべく、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動を促進します。

視点4 子どもの力を育み伸ばすために

(1) 地域における支援体制の充実強化

<現状と課題>

障がいのある子どもの最善の利益の保障を第一にしながら、家族支援の視点を大切にすることや、教育と福祉の連携に留意しながら進められることが重要です。

また、個々の能力を最大限発揮して、自己実現できるように、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通して、共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるような配慮が求められています。

そのような共生社会の実現に向け、障がいのある子どもが地域社会の一員として、個が尊重され、各ライフステージにおいて安心して健やかに成長できるように、適切な環境を整えることが必要になります。

子どもの健やかな成長を促し安心して子育てできるように、幼保小等の連携を密にし、サポート体制を強化し、切れ目のない支援を継続して行います。

<今後の方策>

①関係機関のネットワークの形成

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・地域における関係機関との連携強化

障がい児相談支援の実施による各ライフステージ（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）に応じた切れ目のない支援と、各段階に応じた関係者の連携の充実を図ります。

②障がい児への包括的支援の推進

- ・障がい児保育の充実

保育施設・児童館・幼稚園・認定こども園等における障がい児受け入れを進めます。医療的ケア児の受け入れについては、一定の基準をガイドラインで定めた上で、個別のケースの受け入れの可否を具体的に検討します。

- ・障がい児等療育支援事業の充実

関係機関の連携を強化し、必要な療育支援につながるよう支援体制の充実を図ります。

③仲間づくりの支援

- ・障がい者団体の組織強化

身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会の組織の強化と障がい者団体同士の交流を支援し、連携の強化を促進します。

(2) 専門的で質の高い早期発見・早期療育体制の強化

<現状と課題>

発達障がい児に対する支援において、できるかぎり早期に発見し、早期に療育等を受けられる環境と地域医療の充実が必要です。

保健師や公認心理師等による乳幼児健診等の相談体制を充実してきており、保育施設等への巡回相談を行い、就学前児童の発達面の適切な支援と早期療育に努めています。今後も引き続き適切な支援の充実を図るため、関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を促進する必要があります。

また、発達障がいの認知の広がりや社会的変化に伴い、多様化したニーズに対応できるようなサービスの充実と相談対応を含めた地域の支援体制を整える必要があります。

<今後の方策>

①早期療育体制の整備

- ・幼児期からの早期療育体制の確立
- ・小中学校と連携した相談支援の推進
- ・その他ライフステージを通じた相談支援体制の強化

②相談支援の拡充

- ・専門性の高い相談支援事業

乳幼児健診や育児相談など、相談窓口を周知するとともに相談支援体制の充実を図ります。保育施設等においては、保護者からの相談に対し必要に応じて関係機関と連携し、支援体制の充実・強化を図ります。

- ・発達障がい児相談支援事業の充実

公認心理師等との連携により専門的な受診環境を整備し、発達障がい児への相談支援事業の継続とその充実を図ります。

- ・巡回相談の充実

教育・保健・福祉が協働で実施している保育施設等及び小学校への巡回相談の充実を図ります。

(3) 教育・育成の充実

<現状と課題>

障がいのある子どもの教育・育成においては、その子どもが将来社会人として自立し、かつ社会の中で、その持てる力を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。将来社会的に自立するための基本的な能力を身につけることが必要であり、障がいのある子どもたち一人ひとりに最も適切な教育の場を確保する必要があります。

特別支援学校と連携しながら、インクルーシブ教育システムへの理解を進め障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもとともに育ち、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の実現に向けて特別支援教育の充実を図る必要があります。

さらに、学習障がい(LD)や注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、広汎性発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群)などの児童生徒が通常の学級に在籍する事例が増加してきており、

発達障がいのある子どもやその保護者に対して行う相談や支援の充実を図る必要があります。

<今後の方策>

①障がい児に対する学習支援体制の充実

・学習支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、子どもの実態や特性、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実を図ります。各校においては、特別支援教育コーディネーターの指名、校内教育支援委員会の設置等支援体制作りを進め、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成を通し、個に応じた指導に取り組みます。また、必要に応じ、市費支弁による支援員を配置するなど、学習指導体制の充実に努めます。

・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、ネットワーク化・教員研修の推進

個々の教育的ニーズに的確に対応した専門的な指導や教育相談機能の強化を図るため、関係機関との連携・ネットワーク化の構築に努めるとともに、的確に対応できるよう教員研修を推進します。

・通級による指導の拡充

通級指導担当教員の専門性と指導力の向上を図るための教員研修を推進するとともに、教職員、児童生徒、保護者への通級による指導の内容、教育的効果等に係る理解の促進を図ります。

②障がい児に対する教育支援体制の整備

・教育支援体制の充実

障がいのある子どもが専門的教育を受けられるよう、教育委員会の指導・連携のもとに、就学支援体制の充実を図ります。

・教育支援のための教職員の資質向上

子どもの実態や特性、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実を図るため、各種研修会などへの教職員の参加を奨励し資質の向上を図ります。

・共に学ぶ教育に関する理解の推進

地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するために、自主的な研修会を通じて、教育関係者や地域住民の理解促進を図ります。

・交流学习の充実

障がいの有無に関わらず子どもたちの交流を実施するなど発達・教育段階に応じた交流教育を推進し、すべての児童生徒の豊かな人間形成の機会の充実を図ります。

・障がい児の受け入れ体制の整備

教育関係施設のバリアフリー化を推進し、障がい児教育に必要な環境整備を推進します。

③関係機関との連携強化による切れ目ない支援の拡充

・切れ目ない支援の充実に向けた積極的な情報共有による関係機関との連携強化

各校の特別支援コーディネーターを窓口として、関係機関との連携強化を図るため、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」をツールとして支援に係る情報の共有と引継ぎの促進を図ります。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本目標

本計画は、「障がいのある人もない人も、一人一人がその能力、環境に応じて主体性を発揮し快適な生活を送ることができる地域社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

本市では、国の策定指針に基づき、以下の7点を計画の基本目標とします。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 障がい種別によらない身近で一元的なサービス提供

障がい福祉サービスの実施主体を市とし、障がい種別によることなく、どの障がい者も等しく障がい福祉サービスを受けることができるようにします。

3. 地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所等から地域生活への移行、また、障がい者の就労支援や重度化・高齢化した障がい者の日中のサービスなどの課題に対応できるよう支援体制を整え、地域生活の拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組めます。

また、障がいの有無に関わらず、すべての世代が共に成長できるよう地域社会への参加や包容を推進します。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

6. 障がい福祉サービスの質と人材の確保・定着

安定的に障がい福祉サービスの質を確保するため、研修の実施や機会の提供、多職種間の連携の推進に取り組めます。また、サービス等の提供を担う人材の確保・定着のため、障がい福祉の職場における働き甲斐などの魅力の周知・広報等に関係者が協力して取り組めます。

7. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視聴覚障がい者等の特性に応じた情報取得・意思疎通や読書環境の整備等の計画的な推進を図ります。

2 基本目標達成のための重点施策

障がい福祉計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、その推進方策を定めるものであり、障がいの有無に関わらず市民として質の高い生活の実現を目指し、あらゆる場面で基本的人権が保障される地域社会を建設するため策定するものです。

本市では、障がい者福祉施策の基本目標を達成するために、以下の施策に重点的に取り組めます。

(1) サービスの提供体制の基盤整備

① 情報提供の充実

福祉サービスの内容や手続き方法について、パンフレット等の作成や市の広報紙またはホームページ等を活用して情報提供を図り、効果的な周知に努めます。

② 福祉サービス提供体制の整備

福祉サービス事業者に対し、広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入を促進し、安定的なサービス提供を確保するとともに、障がい者のニーズを反映したサービス提供体制の実現に向けた働きかけを行い、新たなサービス提供体制の確立に努めます。

③ 専門人材の育成とサービスの質の向上

障がい者が、地域においてその人らしい生活を送るためには、画一的な手法による福祉サービスの提供ではなく、障がい特性や生活環境などに応じた個別支援や多様な障がい福祉サービスが必要とされています。そして、これらの支援やサービスの提供を継続していくためには、多様な経験と高度な専門性のある人材を育成していく必要があります。

そのため、障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人などと連携した専門人材の育成に努めるとともに、南陽市自立支援協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした研修会や、情報共有・事例検討の場の設置を促進し、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

④ 支援体制の拡充

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の拡充を、医療機関を含めた専門機関と連携して進めます。また、地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等と連携し、サービスにつながっていない在宅の方を把握することが重要です。アルコール・薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策についても同様に進めます。

(2) 地域生活支援の一体的な推進

① 地域生活支援拠点の充実

障がい者の重度化・高齢化の課題に対応し、また、「親亡き後」も安心して暮らしていくために、ひとり暮らしなどの自立に備えた体験の支援、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応ができる体制確保、夜間・緊急時の対応、強度行動障害などの障がい特性や、多様なニーズに対応できる支援体制の整備等について、地域生活支援拠点事業として医療機関やサービス提供事業所等の地域資源とも連携した機能充実を進めます。地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた検証及び検討を定期的に行います。

② 自立生活の援助

障がい者支援施設やグループホームなどを出て、地域で生活することを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などの適切な支援を行うサービスとして改正障害者総合支援法(平成30年4月施行)により新設された自立生活援助事業について、地域のサービス事業者との連携を図りながら推進します。

(3) 就労支援の充実

① 障がい者の就労支援

本市では、障がい者の就労と自立生活を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会の拡大に努めてきました。

今後は、障がい者一人一人の得意分野を引き出し、それを生かすことができる就労機会を提供するとともに、就労希望者の増加に伴う定着支援を強化する必要があります。

そのため、山形職業支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充と、就労定着に向けて、企業や事業所に対する障がいの理解と雇用促進のための啓発を強化するとともに、職場定着支援時におけるジョブコーチの確保を支援します。

また、障がい者が農業分野で活躍することを通じ、就労や生きがいづくり、社会参加の場を創出する農福連携の取組みは、多様な効果が期待できるため、幅広く関係機関との情報共有を図り、連携に努めます。

さらに、精神障がい者の雇用義務化や法定雇用率の達成に向け、ハローワークや障害者就業・生活支援センターや企業等と連携して雇用開拓に取り組むとともに、事業所等への差別解消出前講座等を通じて雇用分野における合理的配慮の提供促進に努めます。

加えて、障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、物品・役務を問わず受注機会の拡大に努めます。

② 障がい者の就労定着支援

発達障がい者や精神障がい者の就労支援では、就職活動の支援と同様に、新しい環境に

慣れ、安定して働くための「職場定着支援」が重要です。就労移行支援では、就労者の定着支援を行っていますが、職場訪問をして企業の担当者と本人の話を伺い必要な調整を行う等の職場環境の支援を行っています。しかし、障がい者の場合、生活の中での困り事・悩み事が増えることで、就労の継続が困難になってしまうことが少なくありません。

このような状況から国では、平成 30 年度に「就労定着支援」を創設し、就労移行支援等を利用した後に一般就労した人のうち、生活のリズムや服薬の調整ができず業務に集中できないといった、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対する支援を行っています。

さらに令和 7 年 10 月から開始する「就労選択支援」は、障害を持つ人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力、適性に合う仕事探しをサポートするものです。

市では、障がい者の相談に応じて就業に伴う生活面の課題を把握すると共に、就業先の企業担当者や医療機関などと連絡調整を図り、働き続けるための支援に取り組めます。

(4) 相談支援体制と地域包括ケアの拡充

① 相談支援体制の拡充

障がい者が地域において安心して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障がい福祉サービス等の利用計画の作成を含めた相談支援等を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導助言を行うほか、地域の社会的基盤の整備の実情を的確に把握する必要があります。相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置により、重層的な相談支援体制の構築を目指します。

② 地域共生社会の実現

引きこもりの長期化や精神障がい者とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50 問題」や、18 歳未満の子どもが家事や家族の介護などを日常的に行い、学業や友人関係などに支障をきたす「ヤングケアラー」問題など、多様で複雑化する課題に直面する人や世帯の増加が見込まれます。また、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現することが重要な課題となっています。

そこで本市は、南陽市地域福祉計画、高齢者福祉・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等と整合を図りながら、包括的な相談体制や住民主体により地域課題を解決する体制づくりについて、検討を進めていきます。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするためには、医療(精

精神科医療・一般医療)、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携が必要です。

そこで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係機関と協議を行います。

④ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいは人によって特徴がさまざまであるため、家族や周囲の理解、環境整備が重要です。発達障がいのある子どもへの肯定的な働きかけや環境整備について学び、保護者の支援・子どもの適切な行動の促進を目的とした、ペアレントトレーニング等を実践できる体制を確保し、早期支援につながる医療体制の確保について推進していきます。

(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実

① 早期支援の取組

障がい支援において、子どもの成長・発達は著しく、障がい特性等に十分配慮しながら、早期に療育等を受けられる環境と地域医療の充実が必要です。

保護者を含む支援者が、障がいについての正しい知識や理解を深め、関係機関と連携し、子どもの健やかな成長を促し安心して子育てできるように、サポート体制を強化します。共生社会の実現に向け、障がいのある子どもが地域社会の一員として、個が尊重され、各ライフステージにおいて安心して健やかに成長できるように適切な環境を整えることが求められています。

乳幼児健診等の相談体制を充実し、保育施設等への巡回相談を行い、就学前児童の発達面の適切な支援と早期療育に努めています。また、公認心理師等の専門職によるそだちとこころの相談の利用等、相談支援の充実を図っています。

さらに、地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するために、研修会を通じて教育関係者や地域住民の理解促進を図ります。今後も障がいの適切な支援の充実を図るため、幼保小等関係機関が連携を密にし、切れ目のない支援を継続して行います。

② 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

重症心身障がい児や医療的ケア児が健やかに成長し、地域において安心して生活を営むことができるよう、令和4年度に南陽市医療的ケア児支援協議会を設置しました。保健・医療・福祉・教育その他の各関連分野が協力し、医療的ケア児の円滑な支援につなげられるように、施策の推進及び連携の強化を図ります。

乳幼児期、学齢期、成年期のライフステージに応じた障がい福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度等、在宅における様々な支援の整備が必要です。

医療的ケア児やきょうだい、家族が安心して暮らせるように、多職種が連携し多様なニーズや状況に適した支援をうけられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し個々に応じた支援を行える体制を整備します。

また、置賜管内の医療的ケア児支援のための「協議の場」において、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関が情報共有し、連携を図ります。

③ 障がい児支援の取組

障がい児のライフステージに沿って、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の強化を図り、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルーシブ）を推進します。

また、障がい児通所支援等の実施に当たり、実施形態を検討し、より身近な馴染みのある場所での実施を検討します。

加えて難聴児支援についても児童発達支援センターの整備や特別支援学校との連携を強化します。

※児童発達支援センターとは

障がい児の専門施設として、適切な支援を受けられるように、地域の障がい児やその家族からの相談を受けるほか、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行う等、地域の中核的な役割をもつ。児童発達支援と地域支援（障がい児相談支援・保育所等訪問支援）の両方を担う。

3 計画の体系

(基本目標)

(成果目標)

(活動指標)

1.障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

2.市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービス提供

3.地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

4.地域共生社会の実現に向けた取組

5.障がい児の健やかな育成のための発達支援

6.障がい福祉人材の確保

7.障がい者の社会参加を支える取組

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者数
- 施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

発達障がい者等支援の促進

- ペアレントトレーニング等の支援プログラム、ピアサポートの取組

障がい者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備及び機能の充実

福祉施設から一般就労への移行

- 就労移行支援事業等の利用者の一般就労移行率の増加(就労移行支援事業、就労継続支援A型、B型)
- 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率

障がい児支援の提供体制の整備

- 児童発達支援センターの設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを確保
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられる保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場での連携
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化に向けた取組

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の強化

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

- 障がい福祉サービスに係る研修への参加
- 障害者自立支援審査支払システム等の審査結果の分析共有

・・・・障がい福祉サービス・・・・

- 訪問系サービスの利用者数、利用時間数
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
 - ・重度障がい者等包括支援

- 日中活動系サービスの利用者数、利用日数
 - ・生活介護
 - ・自立訓練(機能訓練、生活訓練)
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援(A型、B型)
 - ・就労定着支援
 - ・療養介護
 - ・短期入所(福祉型、医療型)

- 居住系サービスの利用者数、利用日数等
 - ・自立生活援助
 - ・共同生活援助
 - ・施設入所支援

- 相談支援の利用者数
 - ・計画相談支援
 - ・地域移行支援
 - ・地域定着支援

- 居住系・相談系サービス見込量のうち、精神障がい者の内数

・・・・その他個別施策分野の指標・・・・

- 地域生活支援拠点の検証及びコーディネーター配置
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会の活動状況
- 協議会の専門部会の設置数・実施回数等

・・・・障がい児福祉サービス・・・・

- 障がい児通所支援の利用児童数、利用日数
 - ・児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・保育所等訪問支援

- 障がい児訪問支援の利用児童数、利用日数
 - ・居宅訪問型児童発達支援

- 障がい児相談支援の利用者数
 - ・障がい児支援利用援助
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの配置

4 成果目標にかかる個別施策分野

本計画では、国の指針により、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行による成果目標を設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、令和4年3月31日における福祉施設入所者について、令和8年度末までの地域生活への移行目標を設定します。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	54人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	50人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込 (A-B) ((A) - (B)) / (A)	4人 7.41%	差引減少見込み数 (5%以上とする)
【目標値】地域生活移行者数 (C) (C) / (A)	4人 7.4%	施設入所からGH等へ移行した者の数 (6%以上) ※により

(国の考え方)

- ・令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
 - ・令和8年度末までに施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。
- ※当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とするが、本市の実情に合わせて設定する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者が地域生活へ移行する際に必要な福祉サービスの提供体制の整備を推進し、地域生活への移行促進を図ります。また、保健、医療、及び、福祉関係者による包括的な支援体制を構築するための協議の場の設置を進めます。

項目	数値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	1	令和8年度末の数

(国の考え方)

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するべく、協議会や専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	3か所	令和5年度末までの整備数
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	R9年3月	コーディネーターや事業所等の担当者、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の <u>整備時期</u>
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	年1回以上行う
強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備	R9年3月	強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備"

(国の考え方)

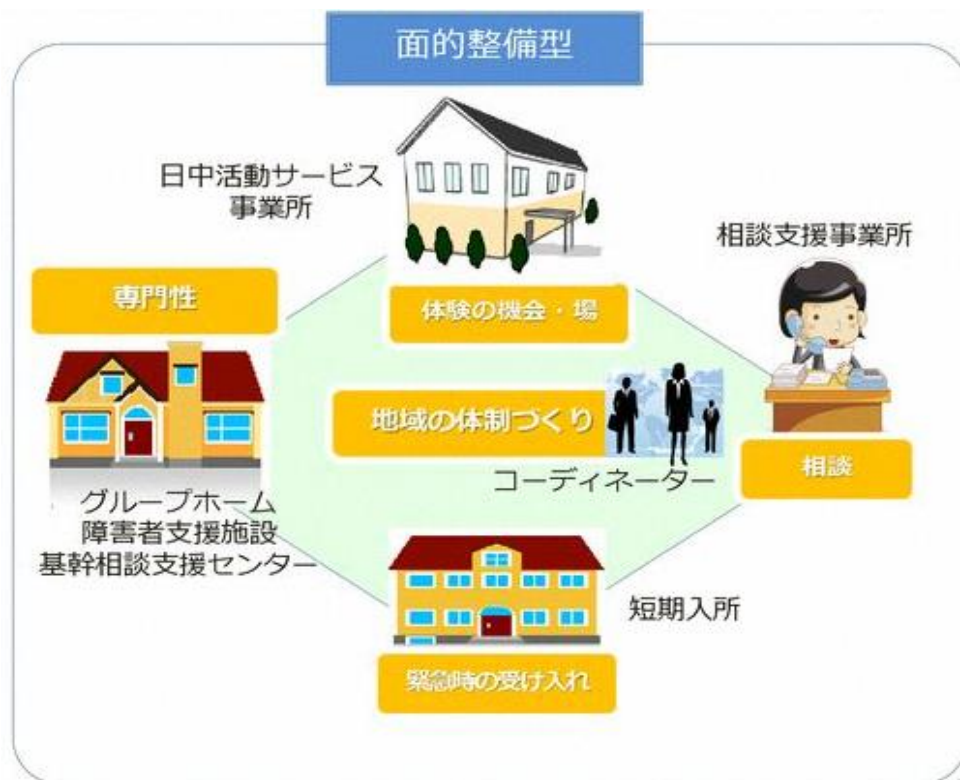
- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

◇参考：地域生活支援拠点等の整備のイメージ（面的整備）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



73

地域生活支援拠点等の整備について

厚労省資料より

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

○一般就労移行者数

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	2人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	6人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
増加率 (B) / (A)	1.5	(1.28倍以上とする)

○就労移行支援事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	0人	就労移行支援事業の利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	2人	就労移行支援事業の令和8年度中における利用者のうち一般就労移行者数
増加率 (D) / (C)	2.0	1.31倍以上とする

○就労継続支援A型事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	1人	就労継続支援A型利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	2人	就労継続支援A型利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (F) / (E)	2.0	(概ね1.29倍以上とする)

○就労継続支援B型事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	1人	就労継続支援B型利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	2人	就労継続支援B型利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (H) / (G)	2.0	(概ね1.28倍以上とする)

○就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
現在の就労定着支援事業の年間利用者数 (I)	0人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数 (J)	1人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
増加率 (J) / (I)	皆増	(1.41倍以上とする)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

近年「発達障がい」の診断を受ける子どもの増加が注目されており、早期の発見や支援が求められていることから、令和8年度末までの取組に関して目標を設定します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備		令和8年度末まで推進体制整備
主に重症心身障がい児を支援する（児童発達支援事業所の確保）	2か所	令和8年度末の事業所数
（放課後等デイサービス事業所の確保）	2か所	
医療的ケア児支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置継続	令和8年度末までの設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までの配置

(国の考え方)

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
(連携可)
- ・令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する。(連携可)
- ・令和8年度末までに医療的ケア児等コーディネーターを各市町村に配置する。(連携可)

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組

基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び、相談体制の強化を実施する体制を整備し、障がい者が希望する福祉サービス等をスムーズに利用できるように取組めます。また、自立支援協議会や専門部会等における個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善に取組めます。

内容	単位	4年度 (実績)	5年度	6年度	7年度	8年度	推計の考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	0	0	15	15	15	6年度以降の設置・稼働を想定。(地域の相談支援事業所数) × (平均指導・助言回数) 指導には相談支援部会における事例検討(各事業所年1件×部会3回)と困難ケースへの助言を想定(1事業所あたり2件/年)。3事業所 × (1件 × 3回 + 2件) = 15件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	回	0	0	3	3	3	6年度以降の設置・稼働とし、相談支援部会(年3回)における事例検討や GSV 研修を想定。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	3	3	3	6年度以降の設置・稼働とし、相談支援部会(年3回)における事例検討や GSV 研修を想定。
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	1	1	1	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1	1	1	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	回	0	3	3	3	3	相談支援部会における事例検討を想定(3事業所各1名参加、部会3回/年)
	者	0	9	9	9	9	
協議会の専門部会の設置数・実施回数	部会	2	2	2	2	2	
	回	5	5	5	5	5	

(国の考え方)

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 【新規】

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、適正にサービスを提供できる体制の構築を図るための目標を定めます。

項目	数値等	考え方
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	8人	令和8年度の延べ参加人数(人・日)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する体制	有	令和8年度の状況
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する場の実施回数	1回	令和8年度の実施回数

5 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

◆サービスの種類と名称

	サービスの種類	サービスの名称	給付の種類
障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	介護給付
		重度訪問介護	介護給付
		同行援護	介護給付
		行動援護	介護給付
		重度障がい者等包括支援	介護給付
	日中活動系サービス	生活介護	介護給付
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	訓練等給付
		就労選択支援	訓練等給付
		就労移行支援	訓練等給付
		就労継続支援（A型・B型）	訓練等給付
		就労定着支援	訓練等給付
		療養介護	介護給付
		短期入所（福祉型、医療型）	介護給付
	居住系サービス	自立生活援助	訓練等給付
		共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付
		施設入所支援	介護給付
	相談支援	計画相談支援	—
		地域移行支援	—
		地域定着支援	—

(1) 訪問系サービス

第6期計画期間の実績のうち令和5年度の数値については、令和5年10月末までの実績に今後の利用見込み・時間見込みを記載しました。

第7期計画では第6期の実績の動向を加味し、令和4年度実績及び令和5年度実績（見込み）を基礎として見込量を算出しました。

① 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事などの他、家事や通院などを介助します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (延べ時間)	151	151	151	210	210	210
実 績	150	175	180			
見込み (利用人数)	18	18	18	30	30	30
実 績	22	25	25			

※令和5年度の実績は見込値（以下同じ）。

② 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動の補助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (延べ時間)	900	900	900	803	803	803
実 績	834	730	800			
見込み (利用人数)	2	2	2	2	2	2
実 績	2	1	2			

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (延べ時間)	16	16	16	16	16	16
実 績	2	5	16			
見込み (利用人数)	3	3	3	3	3	3
実 績	2	1	3			

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や移動の補助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (延べ時間)	10	10	10	10	10	10
実 績	0	0	10			
見込み (利用人数)	2	2	2	2	2	2
実 績	0	0	2			

⑤ 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：時間・人/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (延べ時間)	0	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0			
見込み (利用人数)	0	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	148	148	148	111	111	111
実 績	106	106	106			
見込み (利用延べ日数)	3,062	3,062	3,062	2,157	2,157	2,157
実 績	2,067	2,054	2,054			

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

（ア）機能訓練：身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	2	2	2	2	2	2
実 績	0	0	2			
見込み (利用延べ日 数)	16	16	16	16	16	16
実 績	0	0	16			

（イ）生活訓練：自立生活が困難な方を対象に、地域生活を営む上での必要な訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	4	4	4	2	2	2
実 績	1	1	4			
見込み (利用延べ日数)	72	72	72	48	48	48
実 績	30	30	72			

③ 就労選択支援 【新設 令和7年10月施行】

障害を持つ人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力、適性に合う仕事探しを支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)					0	1
実 績						
見込み (利用延べ日数)					0	1
実 績						

③ 就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識の習得や能力の向上のための訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	2	2	2	2	2	2
実 績	1	1	2			
見込み (利用延べ日数)	13	13	13	10	10	10
実 績	6	4	13			

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般就労が困難な人に、就労や生産活動その他の活動の機会を提供し、知識の習得や能力の向上のための訓練を行います。

（ア）A（雇用）型：利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識の習得や能力の向上の訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	10	10	10	10	10	10
実 績	11	7	10			
見込み (利用延べ日数)	200	200	200	200	200	200
実 績	165	149	200			

（イ）B（非雇用）型：一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、A型への移行に向けて支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	122	122	122	133	133	133
実 績	128	121	122			
見込み (利用延べ日数)	2,433	2,433	2,433	2,527	2,527	2,527
実 績	1,963	2,078	2,433			

⑤ 就労定着支援

一般就労した人が、職場に定着できるよう生活面で支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	1	1	2	2	2	2
実 績	0	0	2			

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	3	3	3	5	5	5
実 績	3	4	5			

⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所できます。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・日/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用実人数)	17	19	20	11	11	11
実 績	15	10	20			
見込み (利用延べ日数)	110	120	125	88	88	88
実 績	75	80	125			

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、一定の期間、定期的な巡回や随時の対応により相談や支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	8	8	8	8	8	8
実 績	7	3	2			

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む知的又は精神、身体障がい者等に、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	89	89	93	89	89	89
実 績	88	86	89			

③ 施設入所支援

夜間に介護を必要とする障がい者等を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	61	60	59	53	52	50
実 績	56	54	54			

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい者やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	51	51	51	62	62	62
実績	57	57	51			

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実績	0	0	1			

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

【サービス提供実績及び見込み量】 (単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実績	0	0	1			

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 居住系・相談系サービス見込み量のうち、精神障がい者の内数

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

サービス別			第7期 見込み				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系	自立生活援助	見込み	8	8	8	8	8
		実績	3	8			
	共同生活援助	見込み	36	36	36	36	36
		実績	42	36			
相談系	地域移行支援	見込み	1	1	0	0	0
		実績	0	0			
	地域定着支援	見込み	1	1	0	0	0
		実績	0	0			

6 障がい児福祉サービスの見込量（活動指標）

◆サービスの種類と名称

種 類	サービスの名称	
障がい児福祉サービス	障がい児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	障がい児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障がい児入所支援※	福祉型、医療型

※障がい児入所支援については山形県所管の事業のため、本計画では目標値を設定しません。

① 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・人日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用人数)	20	20	20	25	25	25
実 績	24	23	25			
見込み (利用日数)	91	91	91	125	125	125
実 績	160	120	125			

② 医療型児童発達支援

肢体不自由の障がい児（未就学児）を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・人日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用人数)	3	3	3			
実 績	2	2	3			
見込み (利用日数)	10	10	10			
実 績	8	5	10			

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

（単位：人・人日/月）

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用人数)	35	35	35	50	50	50
実 績	44	49	50			
見込み (利用日数)	438	438	438	500	500	500
実 績	502	467	500			

④ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用人数)	3	3	3	8	8	8
実 績	3	6	8			
見込み (利用日数)	3	3	3	16	16	16
実績	9	14	16			

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児童通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象です。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人・人日/月)

年 度	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み (利用人数)	1	1	1	1	1	1
実 績	0	0	0			
見込み (利用日数)	3	3	3	3	3	3
実績	0	0	3			

⑥ 障がい児相談支援

障がい児を対象にサービス利用計画を作成します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	10	10	10	10	10	10
実 績	1	10	10			

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

重症心身障がい児者や人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が地域で安心して暮らしていけるよう、重症心身障がい児者等に対する支援が適切に行えるコーディネーターを配置します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人/月)

	第6期 実績			第7期 見込み		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込み	1	1	1	1	1	1
実 績	1	1	1			

7 地域生活支援事業の見込量への取組

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施できる事業です。

本市では以下の必須事業と任意事業に取り組んでいます。

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- コミュニケーション支援事業
(意思疎通支援事業)
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- 日中一時支援事業
- 福祉ホーム事業
- 自動車改造助成事業
- 訪問入浴サービス事業

地域生活支援事業は、地域に密着し、障がい者施策に係る地域課題を解決するものであることから、創意工夫、機動的対応、きめ細かな事業が求められます。また、それを安定的に提供できる体制が必要です。したがって、人材の育成、特定非営利活動法人化を促進します。

また、県と連携し、地域生活支援事業の充実に努めます。

(1) 地域生活支援事業実施に関する考え方

障がい者が地域で快適な生活を送るためには、法定給付である障がい福祉サービスの充実だけでなく、地域生活支援事業の充実が不可欠です。

地域資源や特性を活かし、専門施設での地域生活支援事業の取組を促進するとともに、特定非営利活動法人による機動的な事業の取組を促進します。

また、コミュニケーション支援事業のように、広域的な支援が求められる事業については、県や他市町村との連携を図ります。

(2) 地域生活支援事業の見込み量

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障がい特性に関する地域住民の理解を深め、差別解消の推進を図るために市民へ向けて、研修会及び啓発活動を実施します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：回、人)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
研修会実施回数	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	5	10	6			
参加者数	見込み	450	450	450	350	350	350
	実績	95	326	330			

② 相談支援事業

障がい者本人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会を設置します。

さらに、総合的かつ専門的な相談に対応し、相談支援事業者への専門的指導、助言を行う基幹相談支援センターの設置を進めます。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み			
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
相談支 援事業	障がい者相談 支援事業	見込み	6	6	4	5	5	5
		実績	5	5				
	地域自立支援 協議会	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
市町村相談支援機能強 化事業	見込み	4	4	4	4	4	4	
	実績	3	3	3				
住宅入居等支援事業	見込み	0	0	0	0	0	0	
	実績	0	0	0				
基幹相談支援センター	見込み	0	1	1	1	1	1	
	実績	0	0	1				

③ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいで判断能力が低下した人に対して、成年後見制度の利用にかかった費用の全部または一部を支給します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：人／年)

区 分	第6期 実績			第7期 見込み		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
見込み	2	2	2	2	2	2
実績	2	0	1			

④ コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：回)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手話通訳者派遣事業	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
要約筆記者派遣事業	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑤ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付し自立した生活を促進します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：件)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護・訓練支援用具	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	2	1	0			
自立生活支援用具	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	3	1	1			
在宅療養支援用具	見込み	6	6	6	6	6	6
	実績	3	4	2			
情報・意思疎通支援用具	見込み	9	9	9	9	9	9
	実績	2	5	1			
排泄管理支援用具	見込み	500	500	500	500	500	500
	実績	421	465	460			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出あるいは作業所・養護学校等への送迎移動を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人、時間)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施箇所数	見込み	8	8	8	8	8	8
	実績	8	8	8	/	/	/
利用者数	見込み	30	30	30	43	43	43
	実績	43	46	41	/	/	/
延べ利用時間数	見込み	4,000	4,000	4,000	4,800	4,800	4,800
	実績	4,380	5,107	6,077	/	/	/

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。併せて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域における生活支援を促進します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み			
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
基礎的 事業	実施箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	/	/	/
	利用者数	見込み	35	35	35	35	35	35
		実績	28	28	23	/	/	/
機能強 化事業	地域活動支援 センターⅠ型	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	/	/	/
	地域活動支援 センターⅡ型	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	/	/	/
	地域活動支援 センターⅢ型	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	/	/	/

⑧ 日中一時支援事業

日中において監護者がいないため、一時的な見守り等が必要な方の支援を行います。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人、時間)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施箇所数	見込み	12	12	12	12	12	12
	実績	11	12	6			
利用者数	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	9	9	9			
延べ利用時間数 (月毎)	見込み	120	120	120	120	120	120
	実績	53	34	34			

⑨ 福祉ホーム事業

居宅での生活が困難な方の福祉ホームの利用を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

⑩ 自動車改造助成事業

重度身体障がい者が運転する自動車及び介護用自動車の改造を支援します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：件)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
身体障がい者用自動車 改造	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
身体障がい者介護用車 両改造	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	3			

① 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供します。

【サービス提供実績及び見込み量】

(単位：箇所、人)

区 分	年度	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1			
利用者数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1			

第5章 計画の進行管理

(1) 計画の評価と見直し

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

成果目標及び活動目標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向もふまえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果をふまえ、必要があると認めるときは、計画の変更や見直し等を実施します。また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

(2) 地域連携による計画の推進

障がい者が施設から地域生活へ円滑に移行できるように、また、自らの選択により住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるように、市民や関係機関・団体、企業等が連携して計画を推進します。

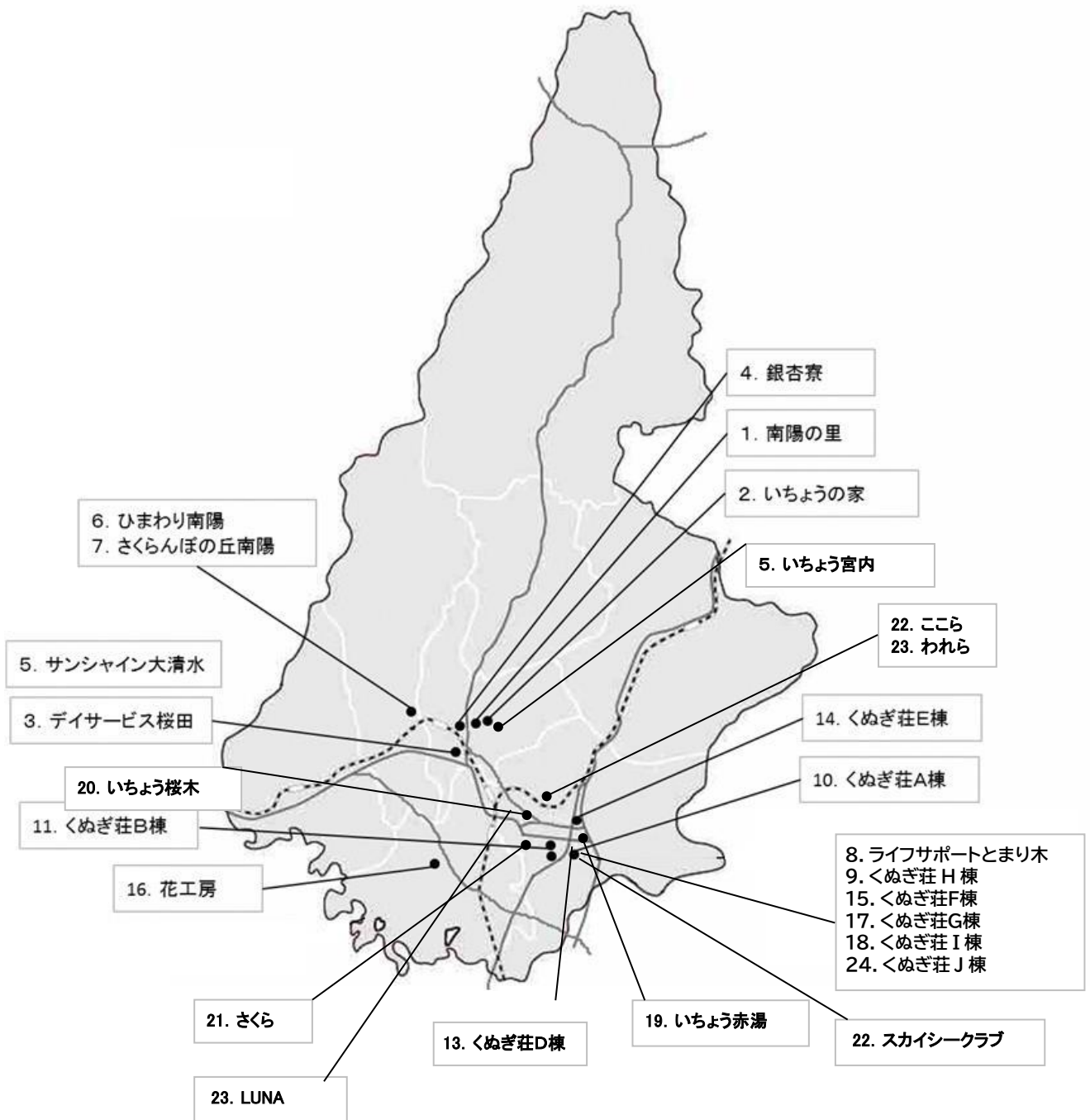
また、保健・医療・福祉の所管課をはじめとして、教育・労働の関係各課が計画の進捗状況等を確認し合うなど連携をとりながら、数値目標の達成等に向けて計画を着実に推進していきます。

(3) 計画の進捗管理体制

南陽市自立支援協議会において、計画の進捗管理や評価を行います。

資料編

1 市内障がい者関連施設配置状況



2 市内障がい者関連施設・当事者団体一覧表

1 グループホーム (GH)

※くぬぎ荘

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	公徳会	くぬぎ荘	桐塚 908	(40)3401	88
2	陽光会	GH いちょう	宮内 1266-1	(47)3456	37
3	置賜ひまわり会	さくらんぼの丘南陽	宮内 3196-1	(45)2530	13
4	TAKY' S	われら	二色根 2-10	(20)5424	7

2 施設入所支援

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	友愛会	南陽の里	宮内 1204-3	(59)1030	60

3 短期入所

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	友愛会	南陽の里	宮内 1204-3	(59)1030	6
2	みなあい	さくら	二色根字綿打 432-3	(27)7211	6
3	公徳会	くぬぎ荘	桐塚 908	(40)3401	3
4	陽光会	いちょう桜木	宮内 1266-1	(47)3456	1

4 生活介護

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	友愛会	南陽の里	宮内 1204-3	(59)1030	60
2	陽光会	いちょうの家	宮内 1266-1	(47)3456	20
3	和(やわらぎ)	ろっかく	宮内 561-4	(49)7741	20
4	ヴォーチェ	バンビーナ南陽	郡山 1054-10	(27)-8801	15
5	みなあい	さくら	二色根字綿打 432-3	(27)7211	10
6	置賜ひまわり会	ひまわり南陽	宮内 3191	(47)5678	6

5 就労継続支援 A 型

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	TAKY' S	ここら	二色根 2-10	(20)5424	12

6 就労継続支援 B 型

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	公徳会	公徳会就労支援センター	桐塚 927	(43)4322	60
2	陽光会	いちょうの家	宮内 1266-1	(47)3456	40
3	(株)夢源	LUNA	若狭郷屋 589-2	(20)6313	20
4	(株)ソラフネコーポレーション	スカイシークラブ	郡山 578	(49)9130	20
5	置賜ひまわり会	ひまわり南陽	宮内 3191	(47)5678	14
6	みなあい	さくら	二色根字綿打 432-3	(27)7211	10

7 放課後等デイサービス、児童発達支援

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	ヴォーチェ	バンビーナ南陽	郡山 1054-10	(27)-8801	10
2	友愛会	ゆうあいくらぶ	宮内 1204-3	(27)0067	10
3	和(やわらぎ)	さくらだ	宮内 561-3	(49)7741	10
4	みなあい	プリムラ	二色根字綿打 432-3	(27)7211	10

8 地域活動支援センター

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	公徳会	ライフサポート とまり木	桐塚 929	(40)4055	—
2	花未来	花工房	高梨 430-1	(43)3364	15

9 相談支援

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	公徳会	ライフサポート とまり木	桐塚 929	(40)4055	—
2	陽光会	障がい者生活支援 センターいちょう	宮内 1266-1	(47)3456	—
3	友愛会	南陽の里	宮内 1204-3	(59)1030	—

10 居宅介護

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	友愛会	南陽の里	宮内 1204-3	(59)1030	—
2	公徳会	ほのぼの ケアサービス	桐塚 948-1	(40) 0472	—

11 自立生活援助

	法人名	事業所名	住所	電話番号	定員
1	公徳会	くぬぎ荘	桐塚 908	(40)3401	—

1 2 当事者団体

	団体名	住所	電話番号	連絡先
1	南陽市手をつなぐ育成会	宮内 1266-1	(47)3456	事務局：いちょうの家
2	南陽市身体障がい者福祉協会（すみれ会）	赤湯 215-2	(43)5888	長寿センター
3	NPO 法人置賜ひまわり会	宮内 3196-1	(45)2530	さくらんぼの丘南陽
4	NPO 法人花工房家族会	高梨 430-1	(43)3364	花工房
5	トータルヘルスクリニック かけはしデイケアくぬぎ会	桐塚 180-5	(40)3406	トータルヘルスクリ ニク
6	重度心身障害児者親の会「くれよん」	活動場所： 健康長寿センター	(43)4460	代表：沖田尚美
7	キャンバス（発達障がい児・者の親の会）	同上	090-6783- 2807	代表：男鹿祐美子

3 南陽市内公共施設のバリアフリーの対応状況

施設名	ほじょ 犬受け 入れ可	バリア フリー トイレ	オスト メイト 対応	身体障 がい者 等用駐 車施設	ベビー シート	ベビー チェア	車いす 対応エ レベー ター	聴覚情 報（耳 マー ク）
市役所	○	○	○	○	○		○	○
文化会館（シェルターなんようホール）	○	○	○	○	○	○	○	
赤湯公民館（えくぼプラザ）	○	○	○	○	○		○	○
宮内公民館（※令和6年度以前）	○							
宮内公民館 新館（※令和7年度以降開館予定）	○	○	○	○	○	○		
沖郷公民館（防災センター）	○	○	○	○	○	○		
中川公民館	○							
漆山公民館	○	○						
金山公民館	○							
吉野公民館（吉野森林センター）	○	○	○	○	○	○		
梨郷公民館	○	○	○	○				
市民体育館	○	○	○	○	○	○	○	
交流プラザ蔵楽	○	○	○		○			
健康長寿センター	○	○		○	○		○	○
勤労者総合福祉センター（ワトワセンター）	○	○		○				
夕鶴の里	○	○		○				
赤湯駅待合室	○	○	○	○	○		○	○

内 容	説 明
ほじょ犬受け入れ可	障がい者のからだの一部となって補助する犬と一緒に入ることができます。盲導犬、聴導犬、介助犬などで、ペットとは区別されます。公共施設等は身体障害者補助犬法により受入が義務付けられています。
バリアフリートイレ	車イス使用者や、高齢者、妊婦さん、お子様連れの方など、通常の男女トイレを使いにくいと感じる方に便利なトイレです。
オストメイト対応	病気によりストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設された方が使えるトイレです。専用のシンクやシャワー、フック、便器ノズル等が整備されています。
障がい者等用駐車区画	主に車イス使用者等、身体の不自由な方が駐車できるスペースです。幅が広くて青色に塗られ、白い車イスマークがついていることがあります。
ベビーシート	お子様を寝かせて、オムツ交換ができます。折りたたみ式のベビーシートやベビーベッドで表示されます。
ベビーチェア	一人でおすわりができる、小さなお子様用のイスがついています。シートベルトが付いていますので、安全のため必ずベルトをしめてください。
車イス対応エレベーター	車イスのまま乗ることができるエレベーターです。入口の幅が広く、低い位置にボタンがあり、手スリや点字、音声案内がある場合もあります。
聴覚情報（耳マーク）	耳の不自由な方のために、対応しています。筆談用具や、手話、要約筆記者等の情報保証を行っています。

4 障がい者計画・障がい福祉計画（第7期）策定に係る

アンケート調査結果

（※一部抜粋して掲載しています）

◆アンケート対象者について

1. 年齢 基準日現在 18歳以上（児童は別途実施）
2. 性別 不問
3. 居住要件 基準日現在南陽市に住所があること（在宅・施設を問わない）
4. 対象障がい 身体・知的・精神手帳所持者
5. 基準日 令和5年4月1日現在
6. 抽出方法及び人数

手帳所持者 600人（内訳：身体 73% 438人、療育 15% 90人、精神 12% 72人）

なお、年齢区分で18歳以上65歳未満、65歳以上を分けて抽出する場合は、手帳所持者データを年齢別に作成し、各年代データについて上記比率により抽出。

※本市人口における手帳所持者の構成比（身体 4.3%：知的 0.9%：精神 0.7%）による。

全人口における手帳所持者（延べ人数）の割合は5.9%として試算

43：9：7 → (100/59)倍 → 73：15：12

7. 抽出方法

「系統抽出法（等間隔法）」による。年代別に抽出する場合は層別抽出法を併せて用いる。

8. 実施期間 R5年7月28日～8月18日（ネット回答は8月25日まで）

◆主な調査項目 … 国準拠。別紙国資料参照

◆実施結果

1. 回答者数 279人（回答率46.5%）

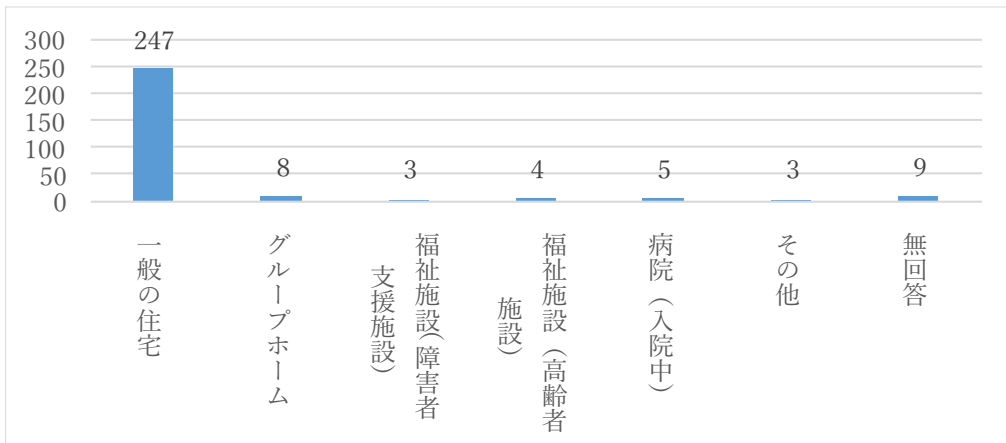
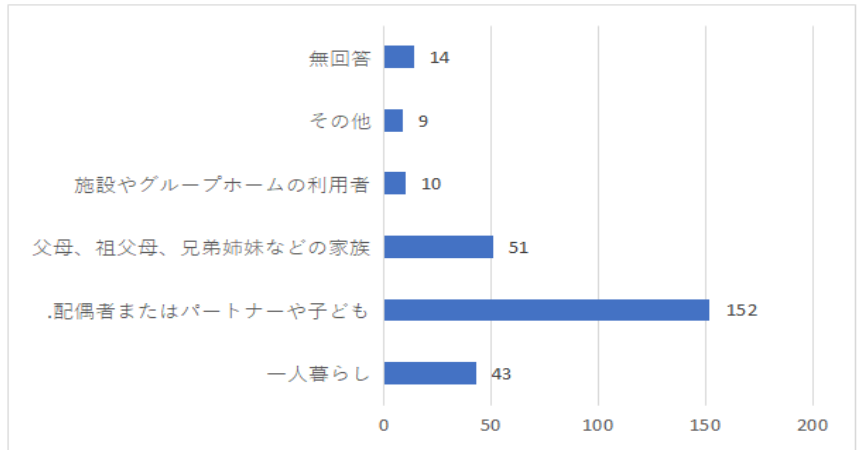
2. 読み取れるニーズの例（※一部抜粋）

単純集計の回答数上位項目より分析。（○設問項目） … 「結果」 → 施策の方向性順に記載。

〈生活やサービス等のニーズ〉

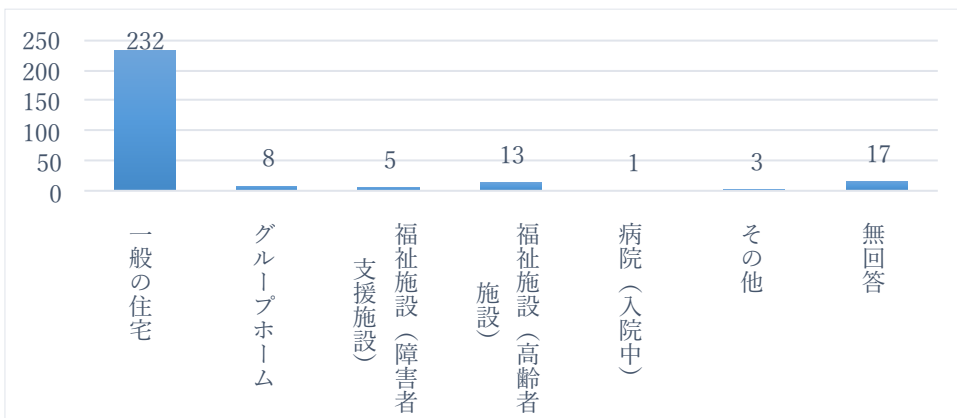
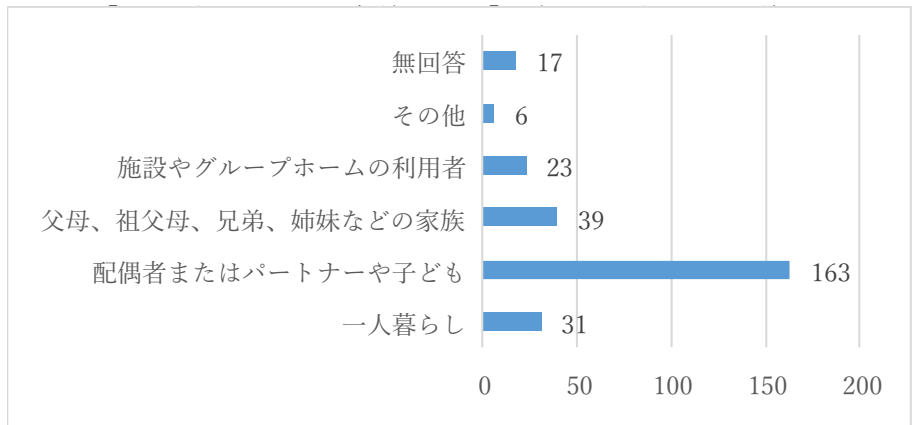
(1) 住まいや暮らしについて

○現在の生活について
 … 「配偶者や子など
 家族」と「一般の住宅」
 で暮らす方が多い。



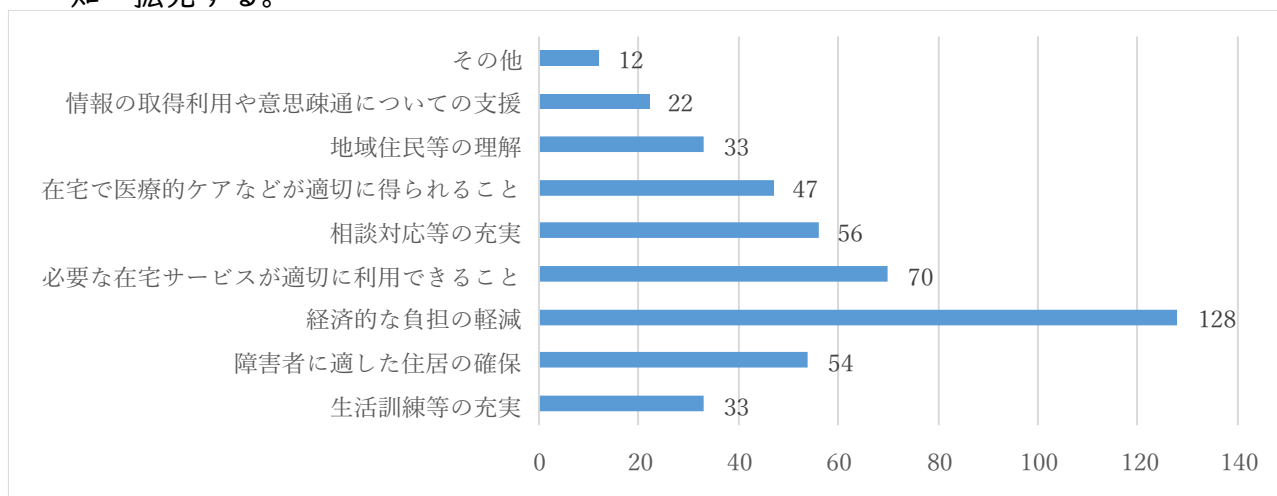
○希望する生活について
 が多い。

→ 住み慣れた地域で
 家族との生活継続を
 希望している

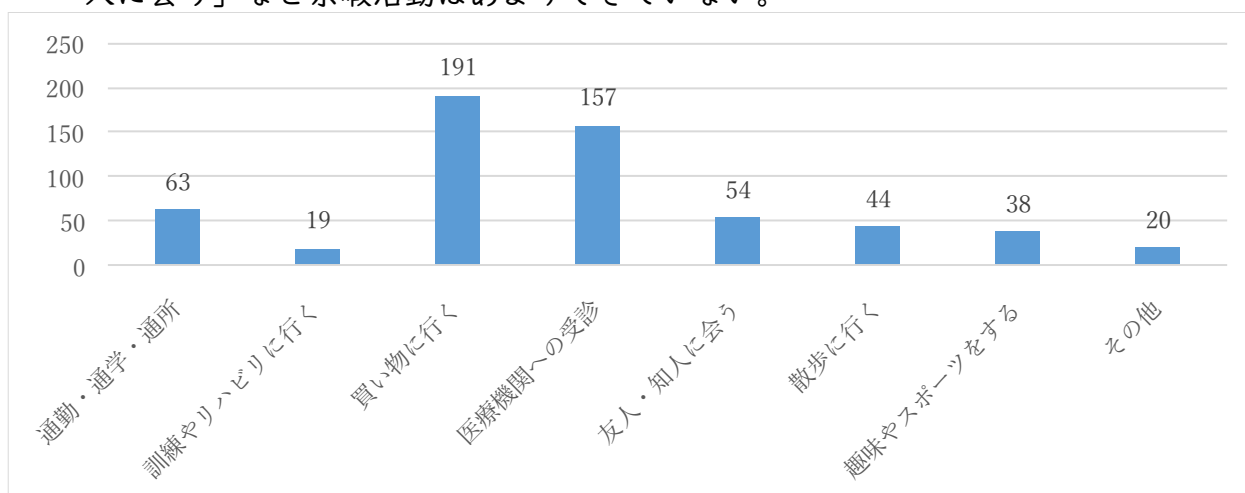


○希望する生活実現のため必要な支援 … 「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に得られること」「相談対応等の充実」

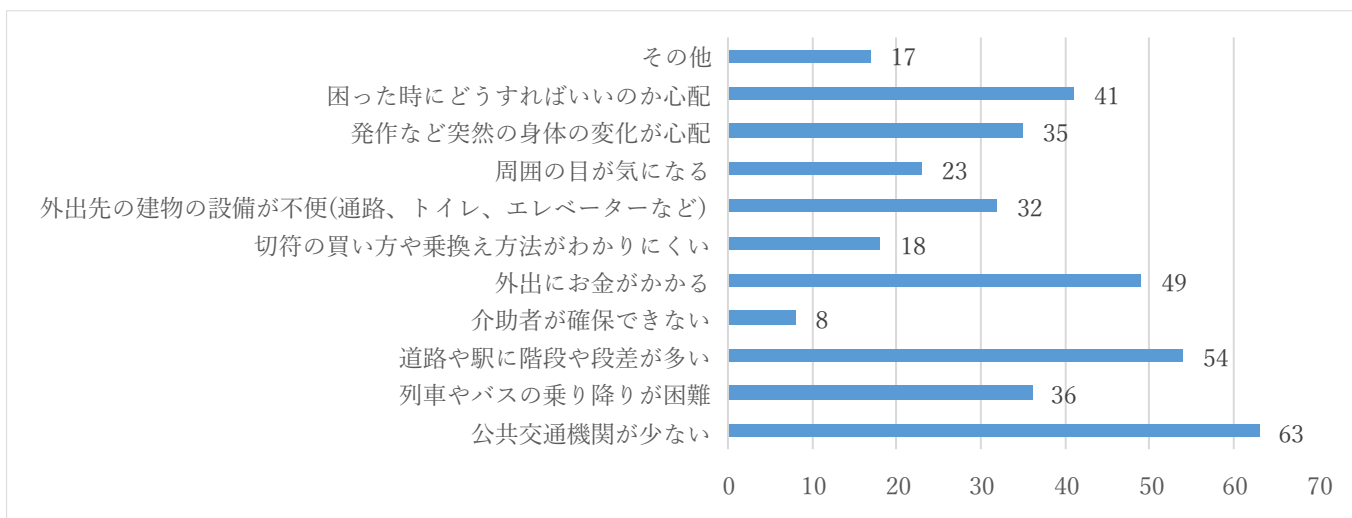
→ 手帳所持による減免や割引サービス、在宅生活支援、公的な相談先等を周知・拡充する。



○どのような目的で外出することが多いか … 「買い物に行く」「医療機関への受診」 → 生活上必要な外出はしているが、「趣味やスポーツ」や「友人・知人に会う」など余暇活動はあまりできていない。

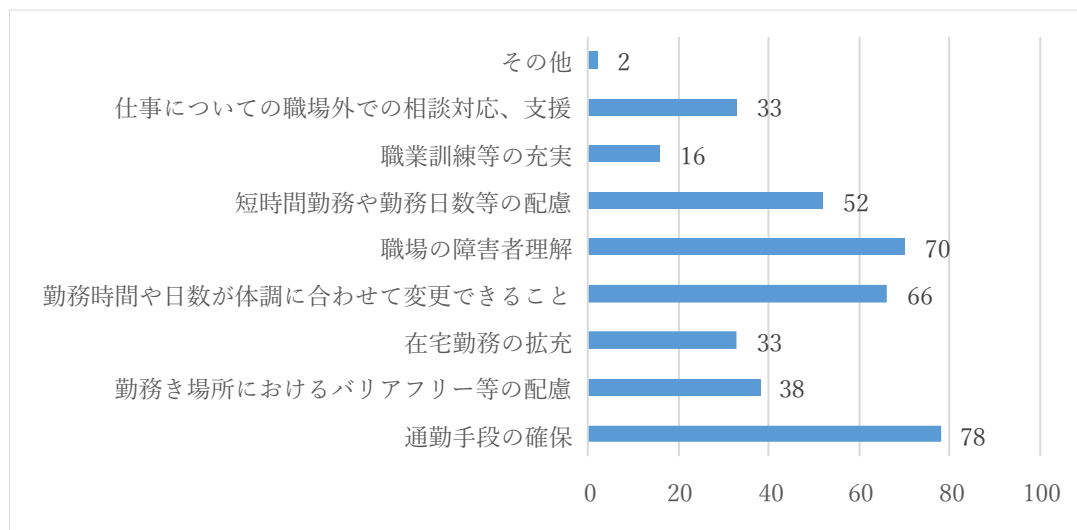


○外出する時に困ることは何か … 「公共交通機関が少ない」「道路や駅に階段や段差が多い」 → 移動手段の確保や交通環境のバリアフリー化が課題。



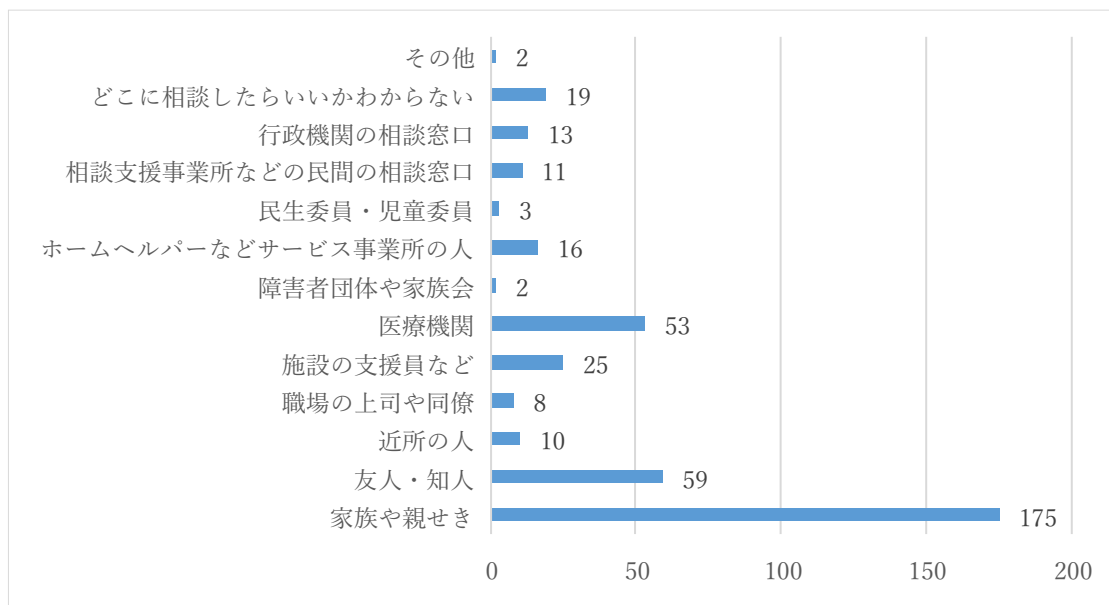
(2) 就労について

○障がい者が就労するために必要な支援 … 「通勤手段の確保」「職場の障がい者理解」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」 → 移動の不便さ解消、障がいや病状理解の推進が必要。



(3) 相談について

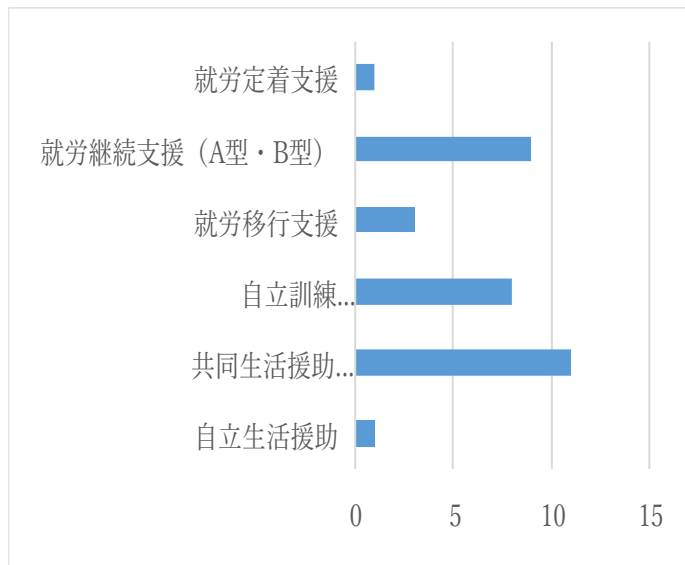
○主な相談相手 … 「家族や親戚」「友人」「医療機関」
→ 専門の相談機関が身近ではなく、周知・拡充が課題。



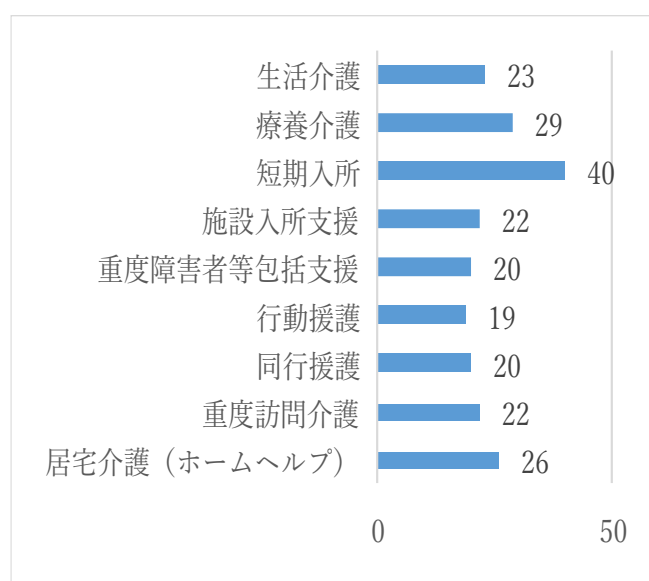
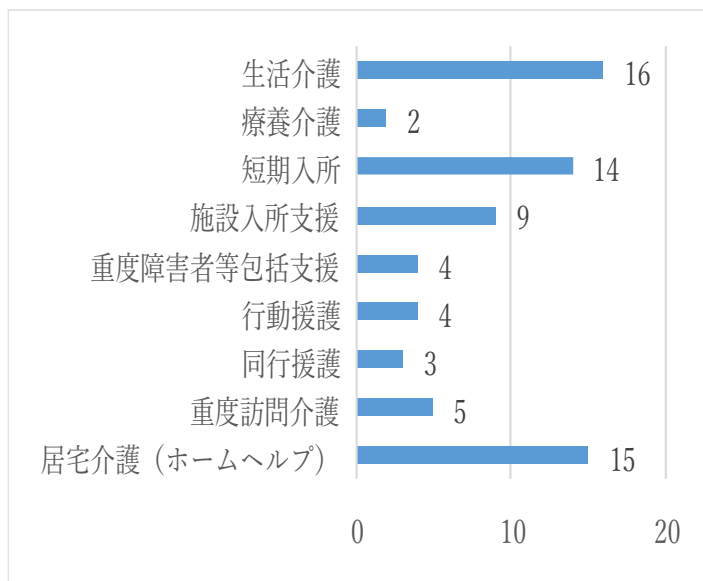
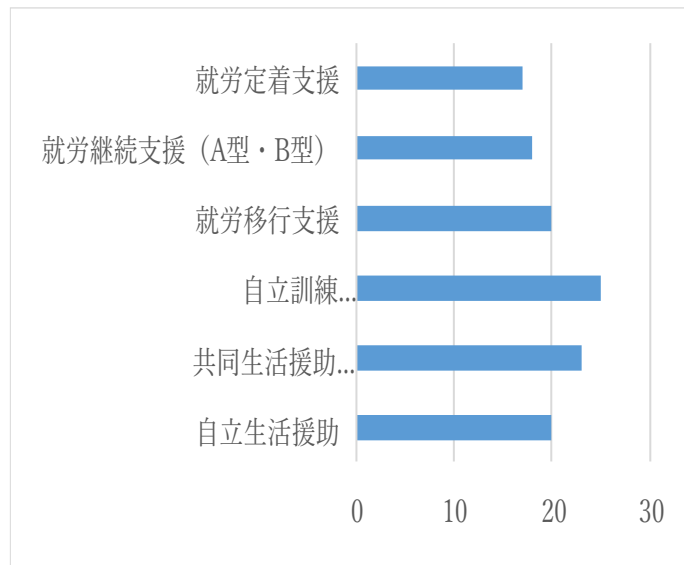
(4) サービス利用について

○介護給付系・訓練等給付系に大別して集計

【左側：利用中】



【右側：利用希望】

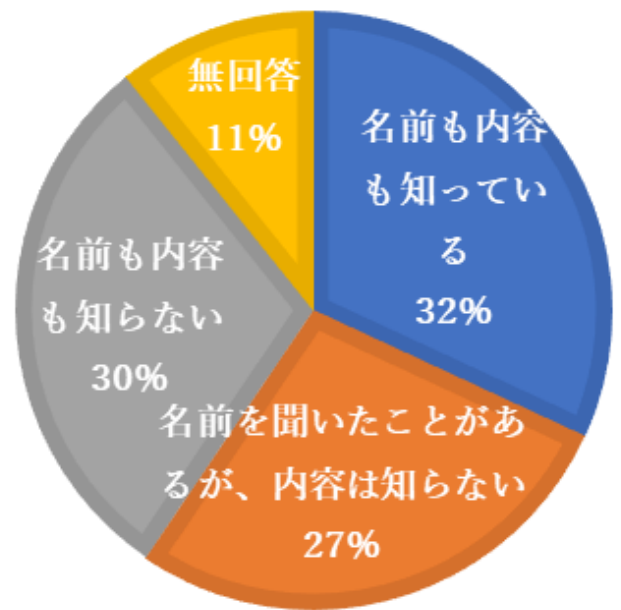


【※注意点】

- ・高齢者層を含む手帳所持者全体から回答を得たため、実際のサービス利用状況（就労B利用者が最多）とは乖離している。
- ・各サービスの内容を誤解した回答（介護保険の類似サービスと混同等）も散見される。

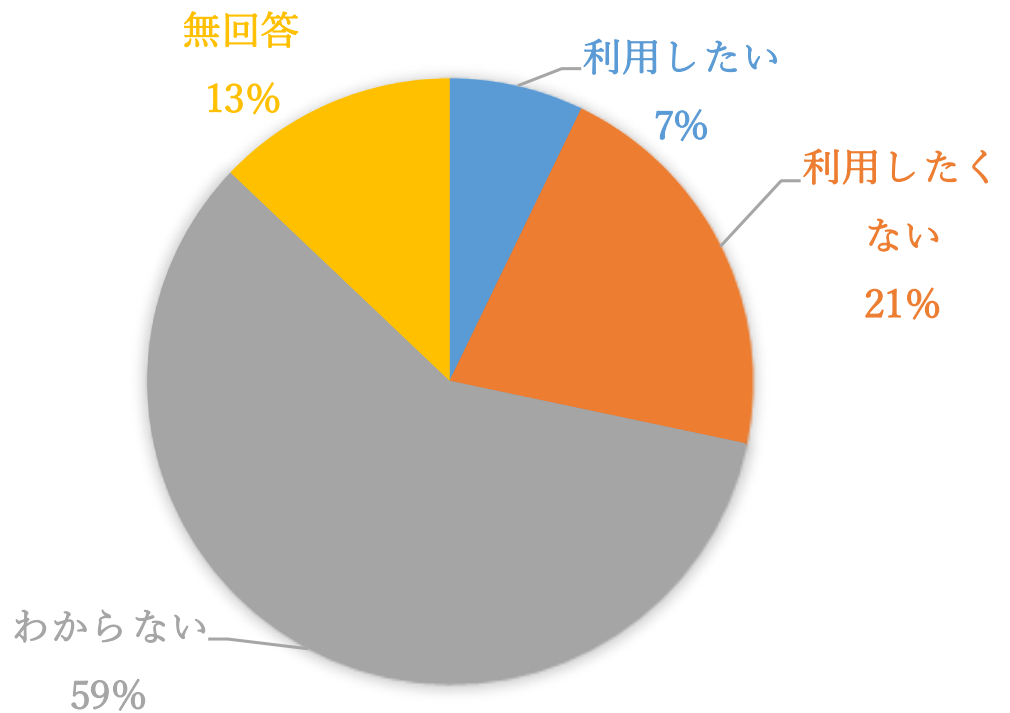
〈成年後見制度について〉

- 成年後見制度について知っているか
… 「名前も内容も知っている」人は回答者中 32%
→ 制度自体の周知が必要。



○ 成年後見制度を利用したいと思うか

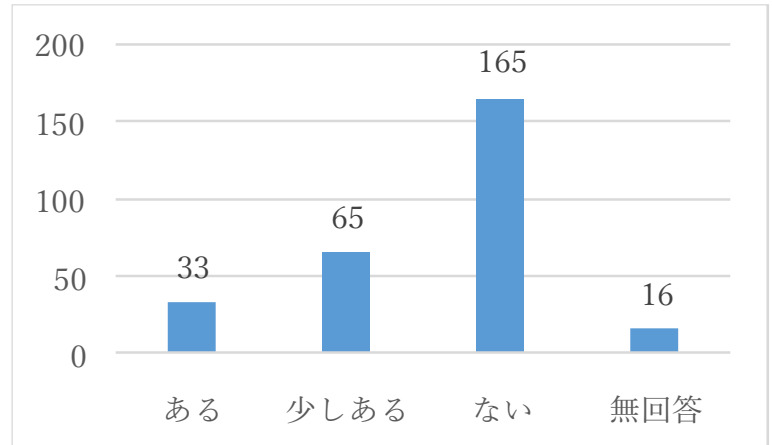
- … 「わからない」が多く、「利用したい」は少ない
→ 内容がわからず判断しにくい。周知啓発が必要。



〈権利擁護や差別解消について〉

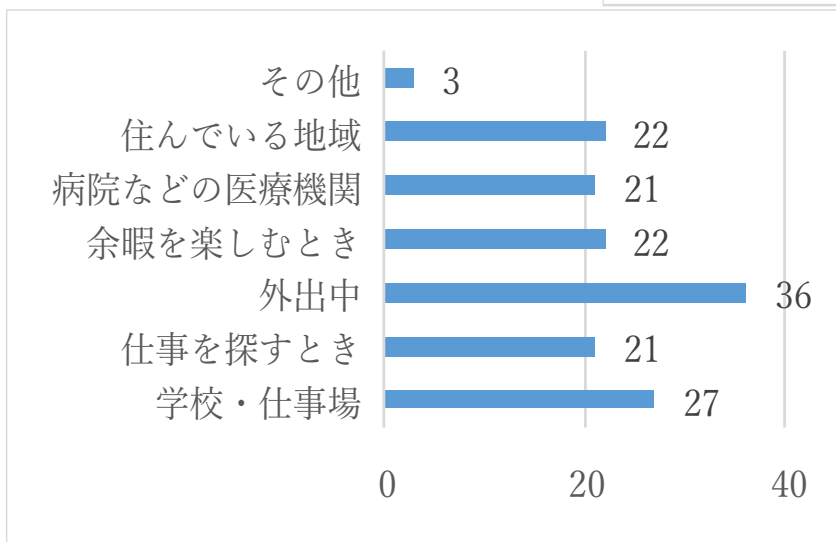
○差別の実態について

・障がいを理由とする差別を受けた経験がある方 … 「ある」「少しある」98人/263人=37.2%



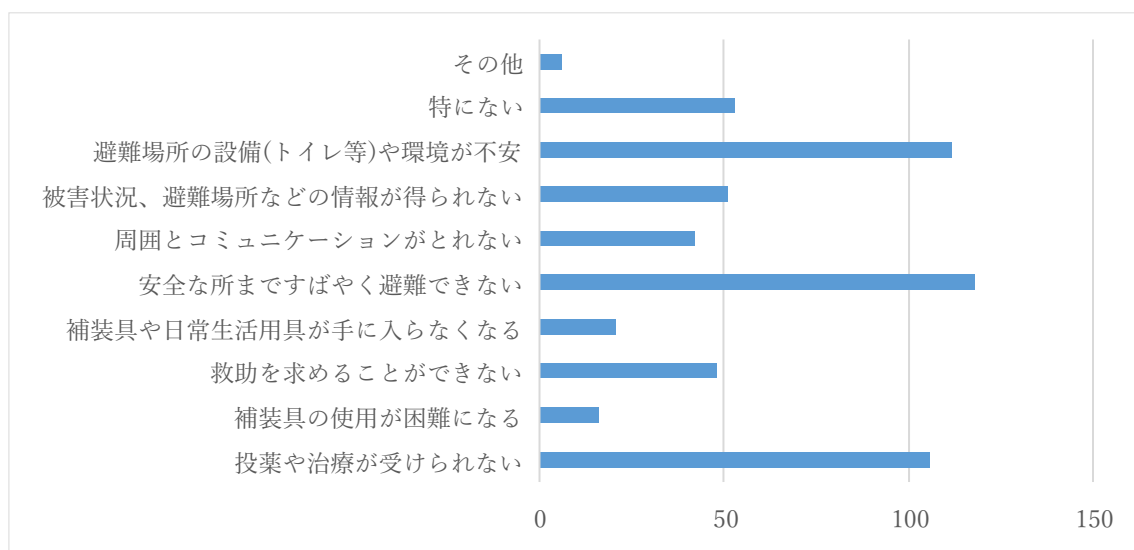
○どのような場所で差別を受けたか

… 「外出時」「仕事」が多い。
→ 事業所等への啓発が必要。



○災害時に困ることはなにか … 「すばやく避難できない」「避難場所の環境」

→ 在宅での安全確保や避難のサポート、福祉避難所の確保が課題。



5 障がい児福祉計画（第3期）策定に係るアンケート調査結果

◆アンケート調査について

1. 調査対象者
 - ・障害児福祉サービス利用対象児の保護者 76名
2. 実施期間
 - ・令和5年8月21日～令和5年9月8日
3. 調査及び回収方法
 - ・アンケート用紙を調査対象者に郵送し、返信用封筒により回収
4. 調査項目
 - ・別紙アンケート用紙参照

◆実施結果

1. 回答者数 50人（回答率65.8%）
2. 調査結果から読み取れる内容
 - 日常生活について
 - ・回答者の8割を超える対象児が、障害認定や医療的な診断を受けており、その内の7割強は発達障がいの診断を受けており、入浴や排せつ、意思疎通、服薬管理など何らかの支援を要する。
 - 住まいや暮らしについて
 - ・主な支援者の9割以上は母であり、在宅生活を継続していくためには、経済的な負担の軽減や必要なサービスの適切な利用、地域住民等の障がい等に対する理解を希望する声が多い。
 - 相談相手について
 - ・9割以上の保護者は、家族や学校、行政、相談支援事業所など相談先があると回答しているが、相談先に繋がっていない保護者もいるため、関係機関と連携し早急な対応が必要。
 - 権利擁護について
 - ・回答者の7割の方が、お子さんの障がいのことで差別や嫌な思いを受けており、その内6割のお子さんが発達障がいの診断を受けている。
 - 災害時の避難について
 - ・災害時に「一人で避難できない」または「わからない」と回答された方が6割超おり、お子さんの特性や病状から、避難所での生活に不安を抱えている。

6 南陽市障害者計画・障がい福祉計画策定協議会設置要綱

南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会設置要綱（平成18年告示第67号）

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を作成するため、南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）南陽市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための基本的な計画の作成に関すること。
- （2）南陽市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の作成に関すること。
- （3）計画推進のために必要と認められること。

（組織）

第3条 協議会の委員は30人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民
 - （2）障害者保健福祉施設の代表者
 - （3）小中学校の代表者
 - （4）国、県及び市行政の代表者
- 2 協議会に会長を置く。
 - 3 会長は、委員の互選によって選出し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めた場合は、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

7 南陽市障害者計画・障害福祉計画策定協議会委員名簿

令和5年7月31日から令和6年3月31日

	種別	氏名	所属等	備考
1	1号委員	島貫はつ子	南陽市身体障がい者福祉協会会長	
2	1号委員	遠藤 正敏	南陽市手をつなぐ育成会会長	
3	1号委員	二瓶 啓	精神障害者家族会代表	
4	1号委員	沖田 尚美	南陽市重度心身障がい児者親の会くれよん	
5	2号委員	長谷川孝洋	南陽の里相談員兼ゆうあいくらぶ管理者	
6	2号委員	佐藤 賢一	いちょうの家施設長	
7	2号委員	鈴木 康仁	ライフサポートとまり木施設長	
8	3号委員	板垣 健	南陽市小中連合校長会会長	
9	4号委員	石垣 龍次	米沢公共職業安定所統括職業指導官	
10	4号委員	高村 和宏	県置賜総合支庁地域保健福祉課長	
11	4号委員	鍋倉 広英	置賜障害者就業・生活支援センター所長	

事務局

	氏名	所属等	備考
1	尾形 久代	福祉課長	
2	佐藤 幸代	福祉課長補佐	
3	森山 志麻	福祉課障がい福祉係長	
4	佐藤 里美	福祉課障がい福祉係主任	
5	大御 紅里	福祉課障がい福祉係保健師	
6	伊藤 円花	福祉課障がい福祉係主事	
7	間宮 由亜	福祉課障がい福祉係主事	
8	大沼 清隆	すこやか子育て課長	
9	堀越 昭彦	すこやか子育て課長補佐	
10	梅津 美由紀	すこやか子育て課すこやか係主任 (医療的ケア児等コーディネーター)	
11	小関 剛彦	すこやか子育て課子ども家庭係長	
12	高木 梢	すこやか子育て課子ども家庭係主任	

8 計画策定経過

年月日	会議等	内容等
令和5年6月23日	第1回事務局会	・ 指針等確認 ・ 成果目標、見込み量案検討 ・ 策定スケジュール確認
令和5年7月31日	第1回策定協議会	・ 委嘱状交付 ・ 指針等説明
令和5年7月26日 ～8月25日	当事者アンケート	・ 手帳所持者600名及び児童サービス利用保護者向けのアンケート調査
8月～9月中旬	当事者アンケート入力・集計作業	
令和5年11月2日	第2回事務局会	・ 計画（案）検討
令和5年1月21日	第2回策定協議会	・ 計画（案）検討 ・ 成果目標、見込量協議
令和5年12月20日	県への意見照会	・ 計画（案）提出 ・ 令和5年12月22日付福第1338号
令和6年1月19日	県より意見照会回答	・ 令和6年1月19日付障第1284号 ・ 指摘事項2項目に基づき計画案修正済み
令和6年2月1日 ～2月14日	パブリックコメント募集	・ 市公式ホームページ掲載、窓口閲覧
令和6年2月15日 ～2月28日	事務局で計画（最終案）の検討	・ 計画（最終案）検討
令和6年2月29日 ～3月7日	策定協議会委員へ計画（最終案）提出・確認	
令和6年3月7日	第3回策定協議会	・ 計画（最終案）確認
令和6年3月	発行	・ 関係機関へ送付

○「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

山形県では平成19年3月16日より条例・規則・県が作成する文書等の「障害」の記載を「障がい」と表記しています。ただし、法令名・固有名詞・人の状態を表すものではないものは対象外となっています。南陽市障がい者計画・南陽市障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）では県の取り扱いに表記を準拠します。

○本文に使用した字体（一部図表、グラフ等を除く）

UD デジタル教科書体 NK-R 11ポイント

南陽市障がい者計画・

障がい福祉計画（第7期）・

障がい児福祉計画（第3期）

発行日：令和6年3月

発行・編集：南陽市 福祉課 すこやか子育て課

〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1

電話：0238-40-3211 FAX：0238-40-3387

E-mail：fukushi5@city.nanyo.yamagata.jp

sukoyaka1@city.nanyo.yamagata.jp